

## 洞爺湖町議会令和4年3月会議

### 議事日程(第2号)

令和4年3月8日(火曜日)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第41号 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第42号 洞爺湖町文化財施設条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第43号 洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止について
- 日程第 5 議案第44号 財産の無償貸付について
- 日程第 6 議案第45号 第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更について
- 日程第 7 議案第46号 虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について
- 日程第 8 議案第60号 洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第47号 令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第9号)
- 日程第10 議案第61号 令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第11 議案第48号 令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第49号 令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第50号 令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第14 議案第51号 令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第52号 令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第53号 令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算  
議案第54号 令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算  
議案第55号 令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算  
議案第56号 令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算  
議案第57号 令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算  
議案第58号 令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第59号 令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算

---

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第16まで議事日程に同じ

---

出席議員（12名）

1番	越前谷	邦夫	君	2番	大久保	富士子	君
3番	篠原	功	君	4番	大屋	治	君
5番	立野	広志	君	6番	五十嵐	篤雄	君
7番	千葉	薫	君	8番	今野	幸子	君
9番	下道	英明	君	10番	石川	邦子	君
11番	板垣	正人	君	12番	大西	智	君

---

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真屋	敏春	君	副町長	武川	正人	君
総務部長	佐野	大次	君	経済部長	若木	渉	君
洞爺総合支所長	高橋	秀明	君	総務課長	高橋	謙介	君
危機管理室長	仙波	貴樹	君	税務財政課長	藤岡	孝弘	君
住民課長	後藤	和郎	君	健康福祉課長	高橋	憲史	君
健康福祉センター長	末永	弘幸	君	観光振興課長	田仁	孝志	君
産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長	原	信也	君	環境課長	佐々木	勉	君
上下水道課長	篠原	哲也	君	庶務課長	兼村	憲三	君
農業振興課長	片岸	昭弘	君	洞爺湖温泉支所長	金子	信之	君
会計管理者	金子	真優美	君	教育長	皆見	亨	君

管理課長	天	野	英	樹	君	社会教育 課 参事	角	田	隆	志	君
社会教育 課 長	野	呂	圭	一	君	代表監査 委 員	山	口	芳	行	君

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐	藤	久	志	書	記	阿	部	は	る	か
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

庶務係	木	村	暁	美
-----	---	---	---	---

---

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川議員、11番、板垣議員を指名いたします。

---

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第2、議案第41号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第41号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

条例改正の趣旨でございます。

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立のため、国家公務員の育児休業等の取扱いの改正が行われましたことから、これに準じて会計年度任用職員の育児休業等の取得要件を緩和し並びに職員から妊娠出産等の申出があった場合の措置及び育児休業の取得促進のための勤務環境の整備に関する規定を加えるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思います。

議案説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

第2条第3号ア（ア）規定を削り、会計年度任用職員の育児休業の取得要件から在職期間を1年以上とする規定を除くものです。また、この規定の削除に伴い、同号ア（イ）及び（ウ）の繰上げと文言の整理を行うものです。

11ページから12ページの第18条の規定中、第2号は育児部分休業の取得要件に関する規定ですが、第2条と同様に、会計年度任用職員の育児部分休業の取得から在職期間を1年以上とするアの規定を削るとともに、これに伴う文言の整理を行うものです。

第22条は、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置に関する新たな規定を設けるもので、申出があった場合には、育児休業制度などの周知や意向確認、不利益な取扱いの禁止を規定するものです。

第23条は、勤務環境の整備に関する措置として、育児休業が円滑に取得できるよう、研修等の実施、相談体制の整備に関する規定を加えるものです。

議案書に戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第3、議案第42号洞爺湖町文化財施設条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の13ページをご覧いただきたいと思います。

議案第42号洞爺湖町文化財施設条例の一部改正について。

洞爺湖町文化財施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

条例改正の趣旨でございます。

令和3年7月に世界遺産に登録された入江・高砂貝塚への多くの方々の来訪によって、町が誇る貴重な文化遺産に触れていただく機会を増やすため、近隣の文化財施設での対応状況も考え合わせまして、現在、町民のみ無料としている入江・高砂貝塚館及び虻田郷土資料館入館料を完全無料化するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

議案説明資料の13ページをご覧ください。

第8条の入館料に関する現行規定を「入館料は、無料とする。」に改め、第9条の入館料の減免及び第10条の入館料の還付の条項を削り、第11条から第13条を2条ずつ繰り上げ、第9条から第11条とするものでございます。また、無料化に伴い、第8条関係の別表を削るものでございます。

議案書に戻っていただき、附則をご覧いただきたいと思います。

この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号洞爺湖町文化財施設条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号洞爺湖町文化財施設条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第4、議案第43号洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の14ページをお開きいただきたいと思います。

議案第43号洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止について。

洞爺湖町民交通傷害保障条例を廃止する条例を次のように定める。

条例廃止の趣旨でございます。

町民交通傷害保障制度は、町が指定する損害保険会社を保険者とする町民交通傷害保険契約により運営されてまいりましたが、保険の引受け会社から令和2年度末をもって当該保険の取扱停止をする旨の申出がありましたことから、近隣の動向も見ながら検討したところでございますが、同様の契約内容で保険契約を結べる保険会社がないことなどから、洞爺湖町民交通傷害保障条例について、制度の役割を終えたものとして廃止することとしたも

のでございます。

附則をご覧いただきたいと思えます。

この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 交通傷害保険ということで、これまで、当町では何件ぐらいこの募集があつて、そして実際に、例えばこれがなくなった場合の代わる何か対応というのがあるのかどうか。受けてくれる保険会社がないというような話でしたけれども、これに代わるような対応というのは、何か考えているのかどうか。この点について、まず伺います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 交通傷害保険の加入者数の状況でございます。直近の令和2年度の状況で申し上げますと、加入数では112名、加入口数で申し上げますと171口でございます。また、5年前の状況で申し上げますと、平成28年度でございますが、加入数は214名、加入口数では319口となつてございました。年々減少している状況でございました。

また、代わる保障契約ということのご質問でございましたが、昨年令和2年度末で引受け会社が取扱い停止ということがございましたので、令和3年度以降の受付は行わないこととしておりますが、根拠となる条例につきましては、その後1年間引受け会社が同様の契約内容であるかないかということも検討いたしました。そうしましたところ、保険会社としては存在する保険会社はあるということでもございましたけれども、費用対効果を含めまして保険料が高くなる、もしくは加入者の負担が大きくなる、ないしは口数ないしは保険の加入者数が少なくなっていくと保険料が高くなっていくということもございましたことから、保険契約を維持できる契約がないということもございます。したがいまして、今回の廃止という状況になつたところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 令和2年度の段階で112名、171口の加入があつたと。現在はどうか分からないのですが。そうすると、例えば、ちょっと調べてないので説明いただきたいのですが、よく町内会、自治会などで、班長とか役員の方々に年間の傷害保険を掛けますが、これはこの種のものとは違うということだったのでしょうか。

それから、道民共済というのがありますよね。例えばこういったものとの、例えばそちらに移行するとか、そういうような考え方もあるのかどうか。ちょっとその辺、全くなくなってしまうというのは、安い保険料で一定のけが等の補償がされるという点では、非常に行政としても取り組んできてよかったのかなというふうに思うのですが、ここに来て、これらがなくなってしまうというのは非常に心配される場所があるのですけれども、その辺どうな

のでしょうか。

町内会なんかでも今保険に加入していますけれども、どこの保険を活用しているか私も詳しくは調べていなかったものですから、そういったところでの加入者なんかもあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 例えばの例で申し上げますと、住民課で所管しております交通指導員ということがございます。交通指導員に関しましては、町の非常勤公務災害補償ということで加入させていただいたりしてございます。ほかの公職に関しましては、同様の手続が取られているかなというふうには認識してございます。

また、ほかの保険契約ということでございますけれども、他市他町の状況もお聞きしたところでございますけれども、損害保険会社は多数あるかと思うのですけれども、同様の保険契約を結べないかということで聞いてございます。若干、大都市では旭川市でありますとか根室市というところも聞いてございますが、保険契約を結べるというような状況は聞いてございますけれども、加入者が多数に上るということでございます。当町におけます小規模団体におきましては、旭川市や根室市と同様な形での口数が維持できないということもございまして、保険契約におきましては、金額が高額になることが予想されます。そうしたことから、今回廃止ということで考えてございます。

また、廃止に当たりましては、令和3年からの募集停止ということでございましたので、広報1月号により掲載でお知らせしております。さらには、加入者に対しましては制度終了のお知らせということで、昨年加入者皆様にお知らせということで文書を発送してございます。また、ホームページへの制度終了ということでのお知らせということもしてございます。その後、新たな問合せということが住民課に寄せられている状況ではないことから、今回の廃止ということでご提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 今、丁寧に説明していただいたのですが、私が聞いたのは、交通傷害保険、保障ですか、これにどういう方々が現に今入っているのだらうと。例えば町内会で班長とか回覧を各戸に配布していただくときに、そういった事故に遭った場合にそれを補償するというので、役員はじめ、毎年班長なんかにも保険に入っていただくような形で自治会が負担するのですけれども、例えばそういうようなものも対象となっているのかどうかね、これを確認したかったのと、それから道民共済とかといったものとの関わりはどうなるのですかという話を聞いたのですが。

○議長（大西 智君） 後藤住民課長。

○住民課長（後藤和郎君） 交通傷害補償保険の加入の募集に関しましては、広報等でお知らせしまして、役場のほうで申込みをされるという状況がございまして、したがって、町内会の方が申込みをされるのか、老人クラブの方が申込みをされるのか、どのような形で

申込みをされるということまでは、把握はしてございません。

なお、道民共済等の話でございますが、損害保険会社、民間保険会社等には確認をしてございますが、道民共済という点に関しましては比較対象ということとはしてございません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号洞爺湖町民交通傷害保障条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第5、議案第44号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号財産の無償貸付について。

次のとおり、財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

趣旨説明でございます。

当該議案につきましては、町の観光振興の観点から、旧洞爺湖温泉中学校の体育館を民間事業者に貸し付けることとしておりますが、その土地及び建物の一部を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案説明資料の14ページをご覧ください。

資料の中に配置図の水色の部分が無償で貸し付ける土地及び建物部分でございます。

議案書に戻っていただきまして、無償で貸し付ける財産の表示につきましては、土地は洞爺湖温泉187番地29の内261.36平米、建物は67.5平米でございます。

無償貸付けの理由としましては、土地につきましては、貸し付けした敷地への進入路の

除雪や草刈り等の維持管理を町に代わって行うことを条件としており、建物については、学校建設時等の補助金の処分制限期間内であり、有償貸与した場合に補助金の返還が必要になりますこと、また、無償貸付けによることにより企業誘致を図る目的というのもございます。

貸付先につきましては、所在地が東京都渋谷区恵比寿西2丁目8番10号、名称、株式会社三洋、代表取締役社長、佐藤雄三氏でございます。

貸付期間は、土地が令和4年4月1日から令和14年3月31日まで、建物につきましては議会の議決による本契約締結後の文部科学大臣への報告手続に2か月程度を要しますことから、令和4年6月1日から令和14年3月31日までとしております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

1番、越前谷議員。

○1番（越前谷邦夫君） 1点だけ伺っておきたいなと思います。

貸付期間というのが、副町長のほうから説明あったように、土地は令和4年4月1日から令和14年3月31日までと。それから、建物については令和4年6月1日から令和14年3月31日までということになっているわけですが、これは10年更新という、10年ごとに見直して、続行するというのなら再契約になるかと思うのですが、もし途中で契約更新ができないような状態になった場合に、建物などの復旧というのはどのような契約内容になるのかなど。それを1点だけ伺っておきたいなと。

○議長（大西 智君） 高橋総務課長。

○総務課長（高橋謙介君） 建物の契約期間中に、何らかの理由によって更新ができないような事態、契約が解除されるような事態が生じた場合には、契約の中では原状回復という形で元の状態まで戻していただいて返していただくということを契約書のほうに明記してございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 建物部分の、これは無償貸付ということになった要因として、先ほど説明ありましたように、補助金を受けて建てている施設だということもあって、有償ということにはできないということでした。

それで、補助金の交付を受けた建物として、実際に例えば有償にできるのは何年後なのか。これだけ説明いただけますか。

○議長（大西 智君） 若木経済部長。

○経済部長（若木 渉君） 今回の建物を有償とできるのが、耐用年数が一応60年の建物になっていまして、今年度で40年経過することから、あと20年経過した後に有償で貸し付けすることができるという状況でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号財産の無償貸付についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第45号第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の16ページをお開きいただきたいと思います。

議案第45号第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更について。

第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想を次のとおり変更したいので、洞爺湖町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定に基づき、議会の同意を求める。

趣旨説明でございます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

このたびの変更は、国際社会共通の目標でありますSDGs（持続的可能な開発目標）が世界規模で推進されており、洞爺湖町においても町の最上位計画であるまちづくり総合計画にSDGsを盛り込み、町全体で推進していくことが必要でありますことから、基本構想にSDGsへの対応を新たに加えるものでございます。

なお、過日、洞爺湖町議会全員協議会におきまして基本構想の変更について説明を申し上げたところでございますので、この場での詳細説明は省略させていただきたいと思います。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 簡単なことなのですけれども、今盛んに提唱されているSDGsへの対応ということで文言をちょっと修正したということなのですが、この文章を見ていて、そ

れだけを変えればいいのかなどという、ちょっと疑問を抱いているのですが、例えば「ユネスコ世界ジオパークに認定されている洞爺湖有珠山ジオパークのほか、世界遺産登録を目指している入江・高砂貝塚など」というふうに、この計画自体が2017年からの計画ということで、あくまでも今回はSDGsに関わる部分に表記を入れたり、ちょっと加えた程度で、こういったほかの文言について、現在の状況に合わせて変えるといいますか、世界遺産に認定などというのは、もう認定されているわけですから、本当なら、これも併せて一緒にこの辺は別に誰も問題はないと思うのですけれども、そういった見直しなども本当ならすべきなのではないかなと、私はこれをずっと眺めていて思ったのですけれども、そういうことについては検討はなかったということですね。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 今回のまちづくり総合計画につきましては、計画年が10年間ということで、令和3年度がその中間年となる5か年目となっております。

まず、まちづくり総合計画の基本構想につきましては、計画期間が10年間ということで、基本構想については変更せず、そのまま推進していくということで審議会よりご意見をいただいているところでございます。

なお、既に基本構想の中では、世界遺産の登録目標ですとか達成しているものがございます。そういったものについては、今回の5か年の中間年の修正ということではなくて、10か年の総括の視点では達成という形になるということで、今回につきましては、SDGsの開発目標の追加のみで、表記に関する時点修正は行わないということで審議会よりご意見をいただいているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号第2期洞爺湖町まちづくり総合計画の基本構想の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第46号虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第46号虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更について。

虻田町・洞爺村新町建設計画の一部を次のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求める。

趣旨説明でございます。

議案書18ページから22ページまでの議案になります。

このたびの新町建設計画の変更につきましては、平成30年4月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行され、旧合併特例法による地方債を起すことができる期間が15年から20年に期間が延長されました。このことから、当町新町建設計画の計画期間につきましても、令和7年度まで4年間延長しますとともに、延長に伴い、財政計画を令和2年度までを決算額、令和3年度から7年度までを計画枠として変更するものでございます。

なお、本計画に基づき、財源として合併特例債を有効活用し、安定的な財政運営に努めることとしてございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、篠原議員。

○3番（篠原 功君） 表の確認をしたいと思いますが、今の合併特例債が延長されるということは非常にいいことだと思うのですが、この表を見ていると、歳入の中で地方債が令和5年度の中で突出して多いのですね。令和4年度が地方債6億7,700万円、令和5年度が11億2,200万円、恐らく来年は保育所の建替えの予定もあるのだろうと思うので、この辺の財源なのかもしれないのですが、歳出のほうにもそれなりに載っています。今の時点で、合併特例債で使うのか、何でするのか、規模がどうなのか、全く示されていませんけれども、概要で結構なので、この辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

それと併せて、税が、今年度9億何がして10億円までいっていません。この表を見ていると、年々伸び率が高まっていますけれども、この要因というのは一体何なのか。ひょっとしたら景気も低迷しているのと併せて、固定資産なんか非常に、建物なんかも建っていませんし、地価も下がっていますので、伸び率はほとんどないのだろうと思うのですが、ふるさと納税なんかを充てて、その中で考えられているのか。その辺の要因についてちょっとお尋ねします。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） まず、歳入の部分でございます地方債の令和5年度が、11億2,200万円と突出して多い理由でございますけれども、これは令和4年度から4、5、6と、西胆振広域連合の新ごみ処理施設の建設費の当町の負担金で、令和5年度も今示されている当町の負担が6億3,100万円となっております。これを過疎対策事業債の借入れを予定しているため、増えている要因としては、主に6億3,100万円の広域連合の負担金の部分でございます。

それから、保育所の統合の関係を示されていないけれどもということですが、現在考えておりますのは、保育所の建設に関しましては、合併特例債ではなく、過疎対策事業債の対象になっておりますので、そちらのほうの活用を検討しているところでございます。

3番目の地方税ですけれども、年々増えている理由はということでございますけれども、直近ここ二、三年、やはりコロナウイルスの影響によりまして町税、特に入湯税の関係、法人税の関係がかなり落ち込んでおります。令和3年度、4年度以降、徐々に増えているのが入湯税を昨年6月から税率のほうを150円から300円に改正しております。本来であれば、コロナの影響がなければ、通常1億円だったものが税率改正によりまして倍になるので、2億円は見込めるということで、外国人旅行者はいつ見込めるか分からないですけれども、令和5年度以降には徐々にこちらのほうも伸びが見込めるのではないかとということで、主に入湯税の増税を見込んでこの数字を計上したところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 3番、篠原議員。

○3番（篠原 功君） 今の地方債の関係は分かりました。

税の伸びなのでございますけれども、入湯税の話もありましたけれども、これは見込みが立たないと結果的には歳入危機感も生じるのではないかなと危惧するわけですが、その辺、計画ですから、何とも言えませんけれども、やっぱり堅い見積もりといたしますか、見立てをするのがいいのではないかなと私はそう思うのですけれども、この辺の考え方について、理事者でも結構ですが、どのような考え方でどうなっているのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 真屋町長。

○町長（真屋敏春君） 入湯税の関係でございますけれども、一刻も早くコロナ収束を迎えるよう行政のほうも努力してまいりたい。そして今、海外からの飛行機が飛んでいない。3,000人が5,000人になり、7,000人に増えていくというふうなことも今現在聞いておりますが、そういうことではなくて、やはり世界中の方がまたこの日本へ訪れていただけるという状況を早く国のほうで整理をしていただいて、私どもの地域にはすばらしい資源がたくさんありますので、それをさらにアピールしながら、特に海外のお客様、そして日本国内のお客様に何とか洞爺湖温泉のほうに、または洞爺地区のほうに来ていただいて、地域の活性化につながるよう行政のほうも努力をしてまいりたい。そのために、その期待も含めて数値を計上させていただいたということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第46号虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更についてを採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号虻田町・洞爺村新町建設計画の一部変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第60号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、お手元に配付をさせていただいております追加議案、この議案書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第60号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正について。

洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

条例改正の趣旨でございます。

このたび、国は保育や看護などの新型コロナウイルス感染症等の対応など、最前線において働く方々の収入を3%引き上げることとし、保育士、放課後児童支援員等の処遇を改善するための経済対策として各種補助制度を創設いたしました。民間事業所のほか、地方自治体も補助の対象となっており、経済対策の趣旨を踏まえ、当町においても対象となる業務に従事する会計年度任用職員の処遇改善を行うこととし、本条例に新たに処遇改善のための手当として調整手当を設けることとし、その支給に関する規定を加えることといたしました。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明をいたします。

追加議案説明資料、議案説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

第16条の2として、調整手当に関する条項を加えるものでございます。

第1項では、手当に関する業務を保育業務及び放課後児童支援に係る業務に従事する職員を対象とすることを規定し、第2項には、支給する額の算出を規定しており、規則で定める

基準に100分の3を乗じて得た額としてございます。

議案書に戻っていただきまして、附則をご覧いただきたいと思います。

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 何点かちょっと、いただいた資料についても含めてお聞きしたいのですが、今回、保育士、それから幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業、あるいは学童保育における指導員の給与等に関する内容と二つの国の対応に合わせた形でケア労働者の処遇改善ということで提案されました。これ自体は一步前進したというふうに評価するわけですが、まず、これが実際には正規の職員を対象とせず、会計年度任用職員に限定したという点では、非常に残念だと私は思います。

そういう中で、今回提案されているのは、一応今年度内、3月までの給与等についての改正にはなりますが、いただいた資料を見れば、この先、今年の10月以降についても、この制度を調整手当として継続するというところでありますが、その点について改めて確認したいのと。

それから、調整手当の額の決め方なのですが、実は国のほうの方針でいくと、3%程度（月額9,000円）と書いているのですね。9,000円の処遇改善だというふうになっています。これは、保育士にしても、それから放課後児童支援員等に対する引上げについても、同じ文言なのです。3%というのは、程度と書いているのですよ。3%というふうには限定していない。そして、むしろ括弧書きで月額9,000円と書いている。そうすると、どちらを取るのかということなのですが、今回提案されているのはあくまでも100分の3の調整手当だということは、3%だというふうになっているのかなと思うのですが、3%になると、保育士でいうと実質賃金どのくらい引き上がるのかと。あるいは放課後児童支援員でいけば、どのくらいの金額が平均的に引き上げられるのだということについては、ちょっと説明いただきたいと思いますし、引き上げられる対象となる人員についてもお知らせいただきたいと思います。

それからもう一つ、説明資料の最後のほうに、補助率等ということで令和4年2月から9月までは10分の10を国が出すという説明ですが、その次の行です。10月以降は国3分の1、道3分の1、市町村が3分の1となっていますが、私の手元にある資料を見ると、保育士とか幼稚園教諭等については10月以降、3分の1ではなくて2分の1なのです。2分の1で、道が4分の1、町が4分の1になっているのですよ。いつこれは変わったのかなと。放課後児童支援、学童保育のほうは、ここに書かれているように今年の10月以降は国が3分の1、道が3分の1、そして町が3分の1というふうになっているのです。保育士と学童保育のほうとは補助率が違うのですよ。この辺、ちょっとどうして1行しか書いていないのかなとい

うことも含めて、お答えをいただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 初めに、正規職員を除いたということで改正をするということでございますが、国の方針3%程度、月額9,000円というのは、国が出してきた理由でございますけれども、この金額を出すに当たって、国のほうで公的価格評価検討委員会というのを今の内閣になって11月に発足してございます。公的価格検討委員会というのは、国が定める内容に基づいているもので、例えば介護であるとか介護報酬であるとか医療報酬であるとか、結局その報酬を国で決めるので、事業者が給与を勝手に決められないという構造になっているというところがあるので、今の内閣になってから公的価格検討委員会というものが設けられて、それらを改善しましょうということで、急遽11月から12月にかけて検討された。

その中で、厚生労働省が出している賃金構造基本統計調査というものがございまして、平成24年から令和2年まで各年度それぞれ、保育士だとか介護等々の平均の賃金が載ってございます。それで保育士については、令和2年度で男女平均でございまして、30万3,000円という金額が出てございます。その30万3,000円に3%を掛けると9,000円ということで、国がこれを示しているというところがございますので、金額をこのまま9,000円当てはめるということではございませんので、それぞれの運営しているところで当然違いますので、3%を採用しているというところがございます。

それから、人数でございましてけれども、今私どものほうで、3月までということで2か月分ということでございまして、それぞれ賃金の表がございまして、規則で当然改正ということになります。保育士のほうでございまして、月額でいきますと最高号俸が20万6,300円ということで表に載ってございまして、それに基づいて3%を掛けるということなのですが、それぞれ勤務時間が違いますので、31時間以上については、3%を掛けて100円未満を切り上げるというような形。それから23時間15分以上31時間未満については、その4分の3を支給する。それから10時間30分以上23時間15分未満についてはその4分の2、それから7時間45分以上15時間30分未満については4分の1ということで、それぞれ出しましょうということで、まだそこまで昇給していない方もおりますけれども、最高号俸がそこなので、そこで3%掛けていますので、一定程度国が言っているものよりは今年度においては若干多いのかなというようなことで考えてございます。

それから、時間で支給している方も、月平均を出しまして同じように先ほど言った最高号俸が月額6,200円ですので、手当については、時間給の方についてもそれぞれ月平均を出しまして、それに掛けていくということでございまして、時間でそれぞれ皆さんばらばらでございまして、31時間以上については3%で、その100円未満は切り上げるというような形で、先ほどの時間に割り振ったところでそれぞれに出しているということで、それぞれ計算をさせていただいたということでございまして、国が示している月額9,000円についてはイコールで当てはまらないので、3%でしっかりと対応していきましょうということでの計算をさせていただいたということでございます。

それで、保育所については、全体で対象が33人ということで現在考えてございます。それから、児童クラブについては11人ということで、今考えているところでございます。

なお、とうやこ幼稚園につきましては、申請どおりということで、そのまま載せてございますので、そのような金額で国に申請するという形で考えてございます。

それから、補助率につきましては、先ほど立野議員が、国が2分の1で町が4分の1というお話でございましたが、私どもに入っている資料については、10月以降については国3分の1、道3分の1、市町村3分の1ということで聞いてございますので、大変申し訳ございません、後ほど確認をさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 会計年度任用職員に限定したというのは、昨日も一般質問の中で討論させていただきました。一步前進ではあるけれども、正規職員も含めた給与改定というのは、私は必要だということ。これは、今言ってもまた同じことの繰り返しなので述べませんが。

もう一つは、実際に100分の3という調整手当ですけれども、例えば保育士でいうと、保育士の場合は最高で今20万6,300円ですか。その3%といたら6,189円なのです。ですから、例えばここの勤務時間の区分に合わせれば、それぞれ勤務時間に合わせて4分の3、6,189円の4分の3、あるいは4分の2というふうに計算して加算されるといいますか、月額賃金に加算されると。放課後児童支援員でいけば、3%というのは5,865円になります。ですから、それも同じような時間の比率、これが合うのかどうかちょっと分かりませんが、そういうことでやるということで分かりました。

いずれにしても、これで十分かどうかというのは、私ちょっとまた会計年度任用職員というのはほかにいっぱいいますから、本当なら国の政策的に言えば、こういう保育とか学童保育に従事している人方だけではなくて、庁内にはまだ多くの会計年度任用職員で低い、いわば給与で働いている方がいますから、これは引き続きやっぱり改善していく必要があると私は思いますが、取りあえず今回そういうことだと。

それから、補助率ですけれども、これは私、内閣府のホームページからダウンロードしているのです。だから、私が勝手に作ったわけではないです。そこを見ると、先ほど言いましたように、保育士については、令和4年10月以降、国は2分の1だと、道は4分の1、町は4分の1というふうになっていますから、ダウンロードした時期が早過ぎたのか、それとも町のほうに新たに変更の通知が来ているのか、ちょっとその辺分かりませんが、その辺も含めてしっかりと確認していただきたいと思いますし、10月以降も継続して行うということのようですから、ぜひそこは守っていただきたいと思いますというのですがいかがですか。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） まず、今制度につきましては、2月から9月まで、お話いただきましたとおり、国のほうが全額面倒見ていただけると。10月以降についても継続して実施していくということでございますので、まずその点についてはご理解をいただきたいというふう

に思います。

それから、補助率の関係なのですけれども、実は私もいろいろ調べました。内閣府子ども子育て本部が令和3年12月に出しております資料の中に、議員がお話いただきました負担割合を計上しているところなのですけれども、国のほうから正式に私どものほうに来ている通達の中には、あくまでもそれぞれ3分の1というようなことしか示されていませんので、ちょっと私も、今ご指摘いただいた内容について、素因があるということを確認させていただきましたので、もう一度私のほうで十分調査をし、確認をさせていただいて、適切な運営を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 1点だけ。これは、今回は2月、3月分ですから、新年度予算については、新たにまた改めてこれを補正するという事で間違いないですね。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） はい、そのとおりです。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号洞爺湖町会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を11時15分といたします。

（午前11時01分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、会議を進めます。

（午前11時15分）

---

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第47号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書の23ページをお開きいただきたいと思います。

議案第47号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,488万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,342万4,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

27ページをめくっていただきまして、第2表繰越明許費、こちら4件ございます。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費。こちらは、住基システム改修費でございます。43万3,000円の繰越しでございます。

8款土木費5項都市計画費でございます。大規模盛土変動予測調査に係る委託業務の繰越しでございます。

14款新型コロナウイルス感染症対策費1項新型コロナウイルス感染症対策費。こちらは2件ございます。子育て世帯への臨時特別給付金51万円及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業が3,850万2,000円。いずれも翌年度の給付金申請に係る繰越しでございます。

23ページに戻っていただきまして、第3条、地方債の補正でございます。

地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」になりますが、こちらは事項別明細で説明をさせていただきます。

3月会議の補正予算の概要につきましては、令和3年度決算見込みによる各事業の減額等中心の計上となっております。

以下、事項別明細により説明をさせていただきます。4ページ、5ページ目をお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

13款1項1目農林水産業費負担金。こちらは、北海道の事業費確定により農業費負担分の減額でございます。

2項1目民生費負担金。こちらは、決算見込みにより利用者負担金の減額でございます。

15款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金。こちらにつきましては、1節心身障害者福祉費負担金は、障害者自立支援給付費扶助の増による増額でございます。2節児童福祉費負担金は、対象児童数の減による減額でございます。障害児施設措置費負担金は、放課後児童デイサービスの利用者増による増額でございます。3節国民健康保険基盤安定負担金は、決算見込みによる増額。4節介護保険低所得者保険料軽減負担金は、保険料軽減対象

者数の減による減額でございます。

2目衛生費国庫負担金。こちら2節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、決算見込みによる減額でございます。

2項国庫補助金1目総務費国庫補助金。こちらにつきましては、住基システム改修費に対する補助金分の増額でございます。

3目衛生費国庫補助金2節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金は、決算見込みによる増額でございます。

4目商工費国庫補助金。こちらは花と緑のまちづくり推進事業費の減による減額でございます。

6ページ、7ページ目をご覧いただきたいと思います。

5目土木費国庫補助金。こちらは1節道路橋梁費補助金、道路メンテナンス事業費補助金は、交付額確定による減額でございます。社会資本整備総合交付金につきましては、国庫配分額の決定による減額。それから3節住宅費補助金は、家賃減免の増などによる増額でございます。4節の都市計画費補助金は、大規模盛土造成地変動予測調査実施に伴う繰越しの増額でございます。

6目教育費国庫補助金。こちら1節小学校費補助金は、教師用タブレット購入に伴う増額。それから2節中学校費補助金につきましては、こちらも教師用タブレット購入に伴う増額。3節社会教育費補助金につきましては、事業確定による減額でございます。

次に、7目1節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対策費の各事業に対する財源充当による増額でございます。

3項委託金1目総務費国庫委託金。こちらは、事業確定による増額でございます。

16款道支出金1項道負担金1目民生費道負担金。こちら、まず2節の心身障害者福祉費負担金は、決算見込みによる増額。3節児童福祉費負担金、こちら児童手当負担金は対象児童数の減に伴います減額。それから障害児施設措置費負担金は、放課後児童デイサービスの利用者増による増額。4節国民健康保険基盤安定負担金は、決算見込みによる増額。5節介護保険低所得者保険料軽減負担金は、保険料軽減対象者の減に伴います減額。それから6節後期高齢者医療保険基盤安定負担金につきましては、決算見込みによる減額でございます。

8ページ目をご覧いただきたいと思います。

2項道補助金1目民生費道補助金1節社会福祉費補助金は、福祉灯油交付基準見直しにより増額。4節医療助成費補助金につきましては、ひとり親家庭等医療費補助金は医療費の減による減額、それから乳幼児医療費補助金は医療費の減に伴う減額でございます。

3目農林水産業費道補助金。こちら1節農業費補助金、多面的機能支払推進事業補助金及び経営所得安定対策直接支払推進事業補助金は、事業費確定による減額。農業次世代人材投資事業補助金は、制度改正により申請件数がなかったことによる減額でございます。産地生産基盤パワーアップ事業補助金は、事業確定に伴う減額。次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金及び水利施設等保全高度化事業補助金は、事業費確定による増額。2節林業

費補助金は、北海道からの配分事業料の減少に伴い減額するものでございます。

6目消防費道補助金。こちらは、災害用備品購入に係る事業確定による減額でございます。

7目教育費道補助金。社会教育奨励事業の確定による減額でございます。

3項委託金1目総務費道委託金。事業費確定による減でございます。

17款財産収入1項財産運用収入1目財産貸付収入。教員住宅入居者数の減に伴う減でございます。

2項財産売払収入3目立木売払収入。こちらは、清水・三豊地区町有林売払収入に伴います増額でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

19款1項1目1節繰入金。財政調整基金繰入金は、歳出決算見込額の減に伴います繰り戻しによる減額。育英資金の基金繰入金は、入学時給付金の増に伴う増額。観光開発基金繰入金は、イルミネーショントンネルネット作成業務の事業費確定によります減額。合併地域振興基金繰入金は、旧森林博物館解体事業などの事業費確定による減額。公共施設等整備基金繰入金は、本庁舎改修工事などの事業確定に伴います減額。みんなの基金繰入金は、ふるさと納税の充当事業であります子育て支援対策事業等の決算見込みによる減額。森林環境譲与税基金繰入金は、林業振興事業の決算見込みによる減額でございます。

21款諸収入5項雑入2目1節弁償金。ワクチン接種コールセンター委託業務に係る謝罪金に伴います増額になります。

3目1節雑入。日本ハムファイターズ市町村応援大使事業などの事業費確定によります減額でございます。

22款1項町債1目総務債。1節庁舎整備事業債は、本庁舎外壁改修工事の確定によります減額。

2目民生債。1節過疎地域自立促進特別事業債は、乳幼児等医療費、こちら単独分ですけれども、の減に伴います減額。

3目農林水産業債1節農業施設整備事業債は、決算見込みによる減額でございます。

5目土木債。こちら1節道路橋梁債及び2節住宅管理事業債は、事業確定による減額。3節緊急浚渫推進事業債は、青葉川浚渫工事の実施に伴います増額でございます。

続きまして、12ページ、13ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費。議会運営事業は、イベントなどの開催中止に伴います減額でございます。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費。こちらの一般管理事業は、総額75万円の減額でございます。8節普通旅費、9節交際費及び13節有料道路通行料は、新型コロナウイルス蔓延に伴います回数等の減による減額。18節の胆振支庁管内公平委員会負担金は、臨時開催に伴います増額でございます。

2目職員福利厚生費。こちらの職員福利厚生事業全体で97万6,000円の減額でございます。7節報償費、8節普通旅費及び研修旅費及び18節の研修負担金は、いずれもコロナウイルス

蔓延に伴います事業等の中止による減額でございます。

3目公有財産管理費。公有財産管理事業として全体で84万5,000円の減額でございます。10節修繕料は、決算見込みによる減額。14節工事請負費は、入札執行残による減額。15節原材料費は、決算見込みによる減額でございます。

5目電子計算管理費。情報管理事業として全体で205万円の減額でございます。12節システム更新委託料及び広域連合移行コンサル業務委託料は、共に執行残に伴います減額。13節使用権許諾料は、旧総合行政システム使用延長期間の減によります減額でございます。

7目財政会計管理費でございます。こちらは100万円の増額でございます。子ども・子育て支援交付金等の過年度分の返還金に伴う増額でございます。

8目企画費でございます。企画費は、全体で26万7,000円の減額でございます。8節普通旅費及び18節西いぶり広域連合負担金、共に決算見込みによる減額でございます。14ページ、15ページをご覧ください。続きまして、地域公共交通対策事業でございます。全体で180万3,000円の減額でございます。18節地域公共交通協議会負担金は、地域公共交通計画策定支援業務の入札執行残による減額。地域公共交通運行補助金は、事業者が受領した補助金の増及び運行費の減による減額。生活路線維持事業補助金は、バス路線の赤字額の増に伴います補助金の増額でございます。

9目広報費。公報紙発行事業は、決算見込みによる減額でございます。ファイターズ市町村応援大使事業につきましては、コロナ禍による事業の一部中止によりまして、総額で202万9,000円の減額でございます。7節報償費、8節普通旅費、10節消耗品費、食糧費、13節の施設使用料、駐車場使用料及び自動車・物品借上料は、いずれもコロナ禍による事業の一部中止で、事業ができなかったことによります減額でございます。

10目自治振興費。自治振興事業につきましては、全額で32万8,000円の減額でございます。7節報償費及び8節自治会運営交付金は、自治会長会議の中止等に伴います執行残による減額です。

11目交通安全対策費。交通安全対策事業は、交通指導員の指導回数の減に伴います減でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳管理事業は、全体で14万9,000円の減額でございます。12節電算システム改修委託料、戸籍システムの附票取得作業が令和4年度に実施になったことによります減額。13節事務機器等借上料は、契約期間の減。当初12か月を予定していましたが、8か月になったことに伴います減額。18節西いぶり広域連合負担金は、住民記録システム改修費に伴う増額でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

4項選挙費1目選挙管理委員会費。こちらにつきましては、定期総会等の中止に伴います減額でございます。

2目衆議院議員選挙費。衆議院議員選挙事業につきましては、全体で11万1,000円の減額でございます。1節委員報酬及び3節時間外勤務手当は執行残による減額。13節事務機器等

借上料は、コロナ感染対策のため機器を増設したことにより増額でございます。

5項1目統計調査費。こちらにつきましては、執行残による減額でございます。

続きまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。社会福祉管理事務事業として、全体で82万3,000円の減額でございます。8節普通旅費はウェブ会議等の変更に伴います減。12節ホテル等入浴利用委託料は、決算見込みによる減。18節地域食堂運営補助金はコロナ感染拡大に伴います回数減に伴います減額。洞爺湖町社会福祉協議会交付金につきましては、デイサービス事業に係る介護保険収入の減収に対する交付金の増額。19節福祉灯油給付費は、支給決定者の増及び灯油単価の高騰による増額でございます。

続きまして、2目高齢者福祉費。高齢者福祉事業につきましては、全体で142万円の減額でございます。12節高齢者入浴助成事業委託料は、利用者の減に伴います減。19節長寿祝い金は、対象者の死亡及び転出に伴います減でございます。続きまして、在宅高齢者支援事業は、全体で38万1,000円の増額でございます。12節除雪業務委託料は、洞爺地区の高齢者除雪サービスで降雪が増となったことにより増額。緊急通報システム管理業務委託料は、利用者の減に伴います減額でございます。一番下の老人福祉施設入所事業につきましては、利用者の減に伴います減額でございます。

18ページ、19ページをご覧ください。

3目心身障害者特別対策費でございます。こちらにつきましては、共同生活援助利用者数の増に伴います増額でございます。

4目介護保険費。介護保険特別会計繰出金事業につきましては、介護給付費等の減による減額でございます。

続きまして、5目社会福祉施設費は、虻田地区集会所管理事業でございます。こちら全体で196万円の増額でございます。10節燃料費及び光熱水費は、集会所使用回数の減に伴います減額。修繕料は、月浦集会所及びとうや湖コミュニティセンターの漏水修繕に伴います増額でございます。それから21節で補償金、こちらは月浦集会所の漏水に伴いまして、月浦獅子舞の太鼓及び獅子頭等の修繕のための増額でございます。

6目後期高齢者医療費でございます。こちらは、保険基盤安定繰出金及び広域連合事務費の繰出金の確定により増額でございます。

3項医療助成費1目医療対策費。こちらにつきましては、保険基盤安定負担金の減により増額でございます。

3目ひとり親家庭等医療助成費につきましては、決算見込みによる減額。

4目乳幼児等医療助成費。こちら全体で助成事業として170万円の減額になってございます。11節手数料は、審査支払事務手数料等の件数減による減額。19節乳幼児医療費扶助は、決算見込みによる減でございます。

4項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。子ども・子育て支援事業全体で512万円の減額になってございます。12節インフルエンザワクチン接種委託料及び19節のインフルエンザワクチン接種費用助成扶助は、子どもインフルエンザワクチン接種者の減により増額

減。それから児童手当は、児童数減に伴います減額でございます。

20ページ、21ページをご覧ください。

2目児童特別対策費でございます。こちら児童特別対策事業として254万円の増額となっております。18節子ども発達支援センター事業負担金及び児童デイサービス施設等運営費負担金は、利用者負担の増に伴います市町村負担分の減による減額でございます。19節障害児給付費扶助につきましては、放課後児童デイサービス利用者の増に伴います増額でございます。

5項保育所費2目常設保育所費でございます。こちら常設保育所運営事業として、全体で181万円の減額でございます。1節会計年度任用職員報酬及び4節の社会保険料等は、決算見込みによる減額。11節の保険料は、労働災害保険料の不足によります増額。13節事務機器等借上料は、コピー機再リースの執行残によります減額でございます。

続きまして、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生管理費でございます。こちらにつきましては、消火栓修繕費の減に伴います減額でございます。

2目予防費の予防接種事業は、全体として56万5,000円の減額でございます。3節時間外勤務手当は、職員のコロナワクチン集団接種従事に伴います増額。10節医療材料費につきましては、定期予防接種小児の対象者の減による減額。11節の通信運搬費は、追加接種に係る郵便料によります増額。手数料は、国保連合会に係る事務手数料の増額。保険料は、追加接種に係る医療従事者等の対応分の増額。12節予防接種委託料は、集団接種に係る駐車場整備費の減額。17節備品購入費は、集団接種会場設営に係る備品購入の執行残でございます。基本健診事業につきましては、集団健診の中止に伴います委託料の減額でございます。22ページ、23ページをご覧ください。続きまして、結核・がん等検診事業でございます。こちらは総額で296万7,000円の減額でございます。12節がん検診委託料、脳ドック検診委託料及び18節の口腔がん検診推進事業負担金は、それぞれ検診の中止に伴う減額でございます。妊産婦・乳幼児対策事業は、総額で94万9,000円の減額でございます。12節妊産婦健康診査委託料は、届出減によります、当初40人を予定しておりましたけれども、30人に減ったということで、妊産婦の減による減額でございます。歯科保健業務委託料は、フッ素塗布の中止に伴う減額でございます。

3目保健衛生指導費でございます。こちらは、調理教室の減による減額でございます。

2項1目環境衛生費、葬斎場管理運営事業でございます。全体で73万4,000円の増額でございます。10節修繕料は、陥没箇所の修繕によります増額。18節伊達火葬場使用料負担金は、使用件数の増に伴います増でございます。こちら、最初70件見込みで見えておりましたが、98件ということになったことに伴います増額です。続きまして、し尿等処理事務事業につきましては、負担金額確定によります減額でございます。

4項清掃費1目清掃管理費、決算見込みによる減額でございます。

5項1目公害対策費。こちらは、虻田地区の臭気等調査の減に伴います減額でございます。24ページ、25ページ目をご覧ください。

6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費でございます。こちら、47万円の減額でございます。8 節費用弁償、普通旅費は研修会等の中止による減でございます。

続きまして、2 目農業管理費。こちらの農業管理事業につきましては、全体で1,442万7,000円の減額でございます。3 節時間外勤務手当は、決算見込みによる減額。12節農地耕作条件改善事業調査設計委託料は、入札執行残による減。18節農業用廃プラスチック資源リサイクル事業補助金は、事業費確定による減額。スマート農業推進事業補助金は、協議会における入札による事業費減によります減額でございます。農業次世代人材投資事業交付金は、制度改正に伴い給付要件非該当により申請がなかったことに伴いましての減額でございます。

3 目農業振興費。国営大原地区畑地かんがい維持管理事業につきましては、全体で1,415万5,000円の減額でございます。こちらは、8 節費用弁償につきましては、決算見込みによる減。普通旅費は、ウェブ会議による開催変更に伴う減。18節の道営土地改良事業負担金につきましては、決算見込みによる減でございます。

4 目畜産振興費。畜産振興事業は、全体で93万円の減額でございます。1 節会計年度任用職員報酬、3 節期末手当、4 節社会保険料等は、会計年度任用職員の常勤応募がなく時間給採用となったことに伴います減でございます。

続きまして、5 目の農業研修センター費。こちらは、除雪作業等で使用するトラクターの故障に伴います更新費用によつての増額でございます。

2 項林業費 1 目林業振興費でございます。林業振興事業として、全体で379万円の減額でございます。こちら、それぞれ記載されております補助金、全て決算見込みによる減額でございます。

26ページ、27ページをご覧くださいと思います。

7 款 1 項商工費 1 目商工振興費でございます。道の駅等施設維持管理事業については、道の駅あふたのボイラー修繕及び道の駅とうや湖トイレ照明器具の修繕費増に伴う増額でございます。次に地域振興事業は、総額で605万円の減額でございます。1 節会計年度任用職員報酬、3 節期末手当、4 節社会保険料等及び8 節費用弁償、共にこれは地域おこし協力隊の中途退任に伴います減額。普通旅費は、会議の中止に伴います減額。10節燃料費及び光熱水費は、移住体験住宅の休止に伴います減額でございます。13節自動車借上料及び物品借上料は、地域おこし協力隊の中途退任に伴う減額。18節洞爺湖町チャレンジショップ支援事業補助金は、新規件数の減に伴います減。地域おこし協力隊家賃補助金は、隊員の中途退任に伴う減額でございます。

2 項観光費 1 目観光振興費でございます。観光振興対策事業として、全体で162万6,000円の減額でございます。7 節報償費は、花と緑のまちづくりボランティア事業の一部中止による減額。8 節普通旅費は、海外プロモーション、国内観光プロモーション等の事業中止に伴います減額。18瀬旅客誘致活動負担金及びトップセールス旅客誘致活動負担金は、新型コロナウイルスのための事業中止による減額でございます。洞爺まちづくり観光協会補助金の増額につきましては、こちらは洞爺地区湖畔キャンプ場閉鎖に伴いまして、基礎的な経営資源

の転換が必要となったことから、湖畔キャンプ場で補っていた管理費相当分の補助でございます。洞爺冬まつり補助金は、事業の中止による減額。洞爺湖マラソン大会実行委員会交付金は、オンライン開催による経費の減に伴います減額でございます。

2目観光施設管理費でございます。まず、西山・金比羅火口散策路管理業務事業でございます。全体で137万5,000円の減額でございます。12節西山散策路管理業務委託料は、コロナウイルス蔓延に伴いまして管理業務期間短縮による減額でございます。草刈業務委託料は、執行残に伴う減額でございます。次に、中島・湖の森博物館管理運営事業、こちらは全体で96万円の減額です。7節報償費は小中学生の見学授業の中止に伴います遊覧船の乗車費の減額。12節実施設計業務委託料は、園地整備測量調査委託の執行残による減額。14節の工事請負費は、旧森林博物館解体工事の入札執行残に伴います減でございます。このページの最後にぎわい広場管理事業でございます。全体で59万円の減額です。10節光熱水費は、決算見込みによる減額。17節備品購入費は、イルミネーショントンネルのパイプ資材の購入執行残による減額でございます。28ページ、29ページをご覧ください。続きまして、財田地区公園施設維持管理事業、こちらは全体で61万3,000円の減額でございます。12節の浄化槽保守点検委託料は、執行残による減額。調査設計業務委託料は、入札執行残による減額でございます。

続きまして、3目ジオパーク推進費。こちらにつきましては、ジオパーク推進運営事業として、全体で82万5,000円の減額でございます。7節報償費、8節普通旅費は、決算見込みによる減額。18節洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会負担金につきましては、協議会構成市町の職員1名が洞爺湖町の職員となったことに伴います洞爺湖町の負担金額の減に伴います減額でございます。

8款土木費1項1目土木管理費でございます。こちらは、入札執行残による減額でございます。

次に、2目の車両管理費でございます。こちらも入札執行残による減額でございます。

次に、2項道路橋梁費1目道路橋梁維持費でございます。まず、虻田地区道路橋梁保守事業で、全体として6,171万5,000円の増額でございます。1節会計年度任用職員報酬、3節期末手当及び4節社会保険料等は、会計年度任用職員の退職に伴います執行残でございます。7人から5人になったことによる執行残です。12節の除雪業務委託料につきましては、大雪による降雪量の増に伴います増額でございます。次に、橋梁長寿命化計画修繕事業でございます。全体として382万円の減額でございます。14節工事請負費、18節橋梁点検負担金は、共に入札執行残による減でございます。

30ページ、31ページをご覧ください。

3項1目河川費でございます。こちらは、青葉川の浚渫工事の地方債の借入れに伴います財源補正でございます。

5項都市計画費1目都市計画管理費でございます。こちらは、都市計画管理事業として全体で2,391万1,000円の増額でございます。1節委員報酬、こちらは各種委員会の開催の減による減額。12節調査設計業務委託料は、大規模盛土造成地変動予測調査実施に伴います増額

でございます。

次に、6項住宅・建築費2目住宅管理費でございます。町営住宅管理事業として、全体で249万1,000円減額でございます。10節光熱水費は、電気料の不足に伴います増額。修繕費は、緑沢団地入居者の移転に伴います修繕によりまして増額。14節工事請負費は、泉公園団地屋上の防水工事等の入札執行残による減額でございます。

続きまして、9款1項消防費でございます。こちらは、令和2年度負担金決算による精算に伴います減額でございます。

次に、2目災害対策費。災害対策事業、こちら全体で273万4,000円の減額でございます。7節報償費は、災害救助の未発生によりまして減額。8節費用弁償は、避難訓練規模の縮小に伴います減額。普通旅費は、火山防災フォーラム中止に伴います減額。10節消耗品費は、決算見込みによる減額。11節手数料は、毛布クリーニング等の執行残による減額。12節の津波ハザードマップ等更新業務委託料は、入札執行残によりましての減額。13節自動車借上料は、避難訓練バス借上げの執行残による減。17節備品購入費は、防災用品の購入の執行残によりまして減額でございます。

32ページ、33ページでございます。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費でございます。教育委員会運営事業で8万8,000円の減額です。1節委員報酬、これは教育委員改選に伴います新任の委員の不足分に伴います増額。8節費用弁償につきましては、研修会等の中止に伴いましての減額です。

3目諸費。まず一つ目の教育推進事業でございます。全体で532万7,000円の減額です。1節委員報酬については、学校運営協議会開催中止に伴います減。会計年度任用職員報酬、3節の期末手当及び4節社会保険料等は、採用者数の減及び道費対象職員の変更に伴いましての減でございます。7節報償費は、事業中止等に伴います減。8節費用弁償は、各種会議の書面会議等への変更に伴いましての減。11節保険料は、コミュニティ・スクール損害保険料の減額。18節洞爺地区等通学費等助成金につきましては、支給対象者、当初は29人見ておりましたが23人になったことに伴いましての減額でございます。次に、教育改善推進事業は、事業中止による減額。教育活動支援事業につきましては、全体で100万円の減額でございます。18節の北海道虻田高等学校を支援する会補助金は、君の夢応援プロジェクトの中止に伴いましての減。19節育英資金入学時給付金は、対象者の増。10名見ておりましたが20名になったことによりまして増額でございます。小中学校スクールバス等運行事業につきましては、臨時休業等による使用回数の減による減額でございます。

次に、4目教員住宅管理費でございます。貸付収入の減に伴います財源補正でございます。

一番下の段、2項小学校費1目小学校管理費でございます。こちらは、全体で187万3,000円の減額でございます。11節通信運搬費は、学校ごとのネット接続時期の変更に伴いましての減。手数料は、ネット回線工事の執行残による減。12節学校職員健康診断委託料は、決算見込みによる減でございます。34ページ、35ページをご覧ください。13節で自動車借上料は、校外学習等の授業中止によつての減。それから事務機器等の借上料は、印刷機の再リース及

びコピー機使用回数の減によりまして減額。17節の備品購入費は、教師用タブレット2台分の購入により増額。18節の教育旅行負担金については、コロナ対策により各学校の負担がなかったことによる減額ということでございます。

3項中学校費1目中学校管理費でございます。こちらは、中学校管理事業として全体で109万3,000円の減額になってございます。11節通信運搬費は、学校ごとのネット接続時期の変更に伴いましての減。手数料は、ネット回線工事の執行残によりましての減。12節実施設計業務委託料は、洞爺中学校体育館の吊り天井耐震点検調査の入札執行残による減。学校職員健康診断委託料につきましては、決算見込みによる減。13節自動車借上料は、校外学習等の授業中止に伴います減。事務機器等の借上料は、事務機器の再リース及びコピー機使用の減により増額。17節備品購入費は、教師用のタブレット9台の購入により増額です。18節教育旅行負担金については、コロナ対策による学校の負担がなかったということによりましての減でございます。

2目の教育振興費でございます。JET外国青年招致事業については、帰国旅費の執行残によりましての減額でございます。

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。社会教育管理事務事業として152万9,000円の減額でございます。1節委員報酬は決算見込みによる減。8節費用弁償、それから普通旅費については、社会教育研修会の中止による減。18節洞爺湖町青少年健全育成連絡協議会補助金及び洞爺湖町人づくり育成事業補助金についても、コロナウイルスによりまして事業中止に伴っての減額でございます。

2目社会教育奨励費でございます。こちらは、全体で65万5,000円の減額になってございます。1節報償金は、事業中止による減。10節消耗品費は、決算見込みによる減。18節胆振管内国内婦人研修派遣事業負担金は、事業中止による減でございます。

36ページ、37ページ。

3目社会教育施設費でございます。こちら児童会運営事業は、利用者増加によりましての支援員の配置増員に伴いましての増額でございます。社会教育施設維持管理事業については、全体で99万5,000円の増額となっております。1節の会計年度任用職員報酬につきましては、母と子の館管理人の代替え職員の対応に伴います増額。10節燃料費は、燃料費の高騰により増額。光熱水費は、入江・高砂貝塚リニューアルに伴いましての増額でございます。洞爺湖芸術館管理運営事業については、小中学生の作品展等の中止によつての減額でございます。

4目図書館費。読書の家維持管理事業は、年休代替え雇用を職員対応したことによつての減額でございます。

5目文化財費の文化財保存整備事業でございます。26万8,000円の減額でございます。8節普通旅費につきましては、研修会の中止に伴います減額。それから18節曙獅子舞保存会補助金は、活動がなかったということによりましての減額でございます。高砂貝塚保存整備事業につきましては、研修会等の中止に伴いましての減額でございます。

5 項保健体育費 1 目体育奨励費でございます。保健体育管理事業、こちらスポーツ推進委員会の会議未開催に伴います減額。社会体育振興事業は、各種スポーツ事業の中止に伴いましての減額。

2 目体育施設費。体育施設運営事業でございます。全体で183万4,000円の減額でございます。1 節会計年度任用職員報酬及び10節光熱水費は、町民プール、学校プールの閉鎖に伴いましての減額。14節の工事請負費は入札執行残によるものでございます。

38ページ、39ページでございます。

3 目給食施設費。まず洞爺給食センター運営事業でございます。決算見込みによる減でございます。虻田給食センター運営事業、こちら全体で22万5,000円の減額でございます。1 節委員報酬は、会議回数の増による増額。会計年度任用職員報酬、それから期末手当及び社会保険料等は、決算見込みによる増額。10節燃料費は、単価の高騰による増額。光熱水費は、使用料増に伴います増額でございます。

11款 1 項公債費 1 目元金。こちらは、財源補正でございます。

12款 1 項 1 目給与費でございます。全体で550万円の減額です。2 節特別職給は、給与削減に伴いましての減額。一般職給は、育児休業等の取得によりまして200万円の減額。3 節時間外手当、除雪、電算移行対応によりまして時間外が増えたことによる増。4 節共済組合負担金につきましては、育児休業等の取得に伴います減額でございます。

13款 1 項 1 目予備費、これは財源補正のための減額でございます。

最後、40ページ、41ページをご覧ください。

14款 1 項新型コロナウイルス感染症対策費 1 目衛生対策費。こちら財源補正でございます。

2 目の経済対策費でございます。まず一つ目の商工支援対策事業につきましては、全体で820万円の減額でございます。18節飲食店宅配サービス支援事業補助金は、実績によります減額。経営継続緊急支援金は、実績210件予定しておりましたけれども132件になったことに伴います減額でございます。最後に、観光支援対策事業は、150万円の増額でございます。コロナ禍により休業及び利用者減による減収等経営が逼迫していることから、経営の持続のために支援金として増額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後 1 時10分といたします。

（午後 0 時 0 6 分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

午前に引き続き、一般議案を進めたいと思います。

（午後 1 時 1 0 分）

○議長（大西 智君） 午前中、議案第47号令和 3 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算につ

いての提案理由の説明が終わっております。

これから質疑を行いたいと思います。質疑はございますか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） それでは、事項別明細書の順で何件か質疑をいたします。

一つは、国の制度として、原油高騰対策の特別交付税措置というのがあるのですが、9ページにある地域づくり総合交付金、歳入部分ですね、ここに福祉灯油に関する歳入があります。歳出で見ますと、17ページに福祉灯油給付費というのがあるのですが、決算額増額されているのですけれども、総務省のいわゆる交付措置、原油高騰対策の特別交付税措置を受けているのかどうか。その点を一つ、まず確認したいと思います。

それから、併せて、今回本当に燃料費が高騰しておりますが、そういう中で、3月の補正予算の中に燃料費の高騰分を補填するというような項目があまり見受けられないのですよね。特に公共施設等そういう部分での補正がどういう形で盛り込まれているのかということ。

それから、先ほど述べました原油高騰対策の特別交付税措置の中には、生活困窮者の灯油購入等の助成も含まれているし、社会福祉施設、例えば養護老人ホームとか障害施設とか保育所とか幼稚園等の燃料費のこれらに対する暖房費高騰分の助成というのも含まれていますし、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成というのも含まれています。さらに、漁業関係等に対する燃油高騰分の助成というのも入っているのですよ。そういった名目での補正がほとんど入っていないので、これはどのようにされているのかということ。特に原油高騰対策の特別交付税の関係で一つ伺いたいと思います。

二つ目は、地域公共交通対策事業ということで、14ページに協議会の負担金、また運行の補助金などが減額されております。減額の要因がどういうものなのかということを改めてもう少し説明いただきたいと思います。

それから、37ページになりますが、学校プール、町民プールなどコロナ禍において休所しました。ただ、町民の方々からは、学校プールや町民プール等について、開設の制限はあったとしても、何とか特に子どもたちの夏休みの期間にプールを開設してもらえないかというような、たしか要望が出されていたと思うのですね。ただ、実質的にはプールは開設されないままになってきたというようなこともありまして、これはどういう検討をされて、結局、学校プール、町民プールの予算も減額ということになっておりますが、それらの町民の要望に対してどう対応されたのかということです。

もう一つ、同じページの下のほうに、虻田小学校照明取付58万3,000円というのが減額になっております。これも、今野議員が議会での質問もし、そして一定設置されるという方向になって、利用していたサッカークラブの方々も大変喜んでいたのでしたよね。でもその後、一部は設置されました。しかし校舎側の照明については未設置の状態です。私も夕方練習しているところを見に行ったら、校舎側のサッカーコートを見ますと、やっぱり薄暗いのですよね。子どもたちがぶつかったり転んだりして、けがをする可能性もあると。それがちょっと心配だということをサッカーのコーチをされている方が述べていたのです。教育委員会とど

ういう話をしたのだと聞いたら、こちらにも設置してほしいと言ったら、いろいろ理由を言って、そのことをあまり強く言うのであれば、設置そのものをしませんよということと言われたというのですよね。それでやむなく校舎側の設置については、それ以上言えなかったと、こんな話なのですよ。これは、私、とんでもない話だと思うのです。子どもたちの安全のために照明を設置してほしいという話をしていたわけですし、それが何でそういう中途半端な設置の中身になったのかなど。予算が58万3,000円も減額ですよ。当然設置されていないわけですから予算も減額されるということなのですが、このことについて行政側としてはどう考えているのか、伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡税務財政課長。

○税務財政課長（藤岡孝弘君） まず、事項別明細書9ページの地域づくり総合交付金、福祉灯油の関係で25万円の増額補正でございます。これは、道費でございまして、北海道の地域づくり総合交付金でございまして、このたびの原油価格の高騰を受けて要件を緩和したということございまして、北海道から25万円が追加で交付されたものでございます。

それから、国の特別交付税の関係でございますけれども、このたびの原油価格の高騰に際して、価格が高騰したことに対してどれだけ町が影響を受けているかということで、国から追加の調査が来たところでございまして、各施設の燃料高騰等、ちょっと今手元に資料を持ってきていないのですけれども、若干の額でございますけれども、追加の要望をさせていただいたところでございます。3月20日過ぎぐらいに3月交付税が交付されることになっておりますけれども、その中に今回の原油価格高騰分が若干ではございますけれども措置されるものと考えております。

それから、3月の補正予算で燃料費の増額の補正が少ないのではないかとということでございますけれども、やはりコロナ期間ということもありまして、各施設休業していた期間ですとか、それらを総合的に勘案すると、恐らく当初予算措置していた額の範囲内で燃料費のほう収まるということで、各課のほうから予算要求というのは上がってきていないのではないかとこのように考えております。

特別交付税に関する部分については、以上でございます。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 施設の燃料費につきましては、12月補正分、また今回の補正分と増額分を見込んでいるところでございます。

また、福祉灯油に関しまして、洞爺湖町の場合には定量制の支援をしておりますので、高騰部分につきましては、単価も含めて生活支援として対象者に支援がされているところでございます。

また、事項別明細15ページ、地域公共交通の対策事業でございます。こちらの地域公共交通の協議会負担金でございますけれども、こちらにつきましては、地域公共交通計画策定支援業務の費用が協議会の費用として事業を実施しておりまして、入札執行残として25万円の減額をしております。

また、次の地域公共交通運行補助金でございます。こちらにつきましては、洞爺地区のコミュニティバスは直営運行でございますけれども、それ以外の虻田地区のコミュニティバス、または花和地区のコミュニティタクシーにつきましては、事業者への委託事業として補助金で運行をしているところでございます。こちらの運行事業者が、今回国費の補助金の増額がありまして、当町の運行補助金が減額となったため230万円の減額となっているところでございます。

また、生活路線維持事業補助金でございます。こちらは町内の民間バス事業者の運行に関わる費用の赤字部分の2分の1を当町が負担しているもので、その赤字額の増額によりまして、今年度74万7,000円の増額となっているところでございます。

○議長（大西 智君） 野呂社会教育課長。

○社会教育課長（野呂圭一君） 町民プールと学校プールの閉館についてのご質問でございます。こちら、今年度、開館に向けてコロナウイルス感染対策をしっかりとするというところで、学校水泳プールにつきましては換気扇をつけたりといったことで準備をしていたのですが、開館の準備の段階でコロナウイルスの感染者が増えてきたという部分で、水泳少年団の代表の方とどのようにしたらよいのかということで協議した結果、今年度については開館しないほうがいいのではないかとということでの協議に至りまして、開館しなかったという状況でございます。

また、虻田小学校のグラウンドの照明の取付けの件ですが、設置に当たりましては、当初、今設置したところにつきましては伊達側のほうに設置しているのですが、海側のほうと、あと校舎側のほうに設置できるかの協議を建設担当の方とも協議した結果、海側のほうは桜の木が死んでしまうという部分で取付けられないと。舎側につきましては、配線の距離が相当長くなってしまうので工事費が莫大にかかるという中で、要望のありました少年団の代表の方と設置の場所、また使用について協議しまして、団体の代表の方のほうからはゴール周辺だけ明るければ練習ができますのでということで、了解いただいて設置したという経緯でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 最初にお聞きした、政府の総務省の原油高騰対策の特別交付税措置というのは、実は国のほうは非常に周知が遅れていて、行政側としてもその中身を把握するのが非常に遅れていたということで、国会なんかでも総務省の担当者に問合せたところ、今回の措置について、特に通知等で自治体に周知はしていないというふうなことを言っているのですよね。しかし、その制度を知っている自治体では、原油高騰対策の特別交付税措置を受けて、そして先ほども言いました事業の中身が生活困窮者に向けた灯油購入費の助成というのは、私どもの町では福祉灯油で、私たちはこの財源を活用して生活保護世帯にも支給してくださいという要望を町にしました。これは、収入認定もしないということで政府側はそういう対応をしたのです。

もう一つは、先ほど言ったように、社会福祉施設の養護老人ホームとか障害者施設や保育所、幼稚園というところにも原油高騰による暖房費高騰分を助成しますよとなっているのですよ。町がそのことをしっかりと把握して、町を経由して、例えばそういった施設に対しても補助するというのを行政がしっかりやればできたはずなのですよ。やっていたのでしょうか、やっていないのでしょうか。それをはっきり聞きたいのです。

さらに、漁業関係者等に燃油高騰分の助成なども行うとなっているのです。国の周知が遅れたというのは、一つ大きな問題なのだけれども、そのことを通じて、行政自身もそういう国の動きを素早くつかみ、私たちも要望書出しましたからね。それに対しても十分な検討がないままに今日まできているのではないかという気がするのです。そこを行政として一体どういう対応をしてきたのかということをお改めて、今回こういった分での補正が何もないので質問しているわけです。

それから、地域公共交通の関係は、担当の所管だけで、例えばワーキングというのかな、町民を呼んで説明会というのをやりました。私も参加させてもらったのですが、非常に参加率が悪い。本当に1人、2人というような町民しか集まってこない。そういう中で、地域公共交通を、地域の住民の人たちと一緒に取組んでいこうという点では、周知の方法も十分ではないし、当然参加していただく方もそういう中では少なかった。よかったのは、実際にバスを利用している人たちの生の声がそこで聞けたという点では、担当している職員の方もアドバイスに来られた方も言っていましたけれども、本当にそういう点で取組が何か型どおりで、本当に住民挙げて、あるいは行政挙げて、このこと一つ一つの事業を成功させようという取組が非常に弱いなという感じがするのです。そういうこともあって、協議会とか運行補助金、確かにそういう事業に基づく減額かもしれませんが、取組自身弱いのではないかということで、改めてその点、どういうふうを考えているのかということをお聞きたいと思います。

それから、プールの関係は、実際に議会にも要望書が来ましたよね。だから、全議員に配付されているし、先ほど水泳少年団と協議して今年度開催はしないということでお承いただいたという話なのだけれども、そうすると、あれは了承を得る前の要望書だったのかなという気がするのだけれども、いずれにしても、夏休みの期間中、子どもたちはどこにも行けなかったのですよ。だから、例えば開設時間とか人数制限とか、いろいろそういった対応をしながらでもプールの開設はできなかったのだろうかということをお改めて私、ただ感染防止のためだということだけでやめてしまうのではなくて、そういう中でも子どもたちの日常の暮らし、そしてそういった休み期間中もできるだけ子どもたちもそういうストレスを抱えずに生活できる環境をどうつくっていくのか。これは教育委員会としても当然考えていくべきことだし、そのためにはやっぱり最善の対策を考えるということが大事なのだと思うのですね。そういう方向での議論、協議というのがしっかりされていたかどうかということ。

あと、グラウンドの照明ですけれども、実際にそういう教育委員会との間での話が終わって、もう既にサッカークラブがグラウンドで練習している様子の方に私が見に行ったので

す。そうしたら、先ほどコートが周りが明るければと言ったけれども、やっぱり手前側のコートから比べたら断然暗いのですよ、コートに向かう状況もね。だから、例えば桜の木があって照明が設置できないと。どういうことなのか、それはケーブルを配線する場合に問題なのか、それとも設置することによっての問題なのか、よく分かりませんが、その辺も含めて、もうちょっとやっぱり私は子どもたちが安全な環境の中でそういうスポーツ活動ができるような環境を教育委員会としてもっと前向きに考えていただく必要があったのではないかと。

校舎側、海側、どちらも設置されておられませんし、何となくぼやっとコートが見えるぐらいの状況です。夢中になって走っている子どもたちにとってみれば、やはりそんなところでぶつかり合うし、けがもするだろう。私は一緒にやっているコーチの方の話を聞いたら、やっぱりけがが心配だと。けがのないようにすることが実は一番気を遣うのですという話をしていました。技術力を磨くというのか、サッカーの技術を高めていく、試合を楽しんでいくという方向で子どもたちはやりますけれども、それをやる側はとにかくけがのないようにしてほしいと。子どもたちを預かっていて、けががあればやっぱり当然預かっている子どもたちに対する責任も問われるわけですし、そこら辺、教育委員会としてもしっかり考えるべきではなかったのかなと。今回減額したというのを、改めて私、これを再検討していただきたいなと思いますけれども、いかがですかね。

○議長（大西 智君） 佐野総務部長。

○総務部長（佐野大次君） 初めに、原油高騰に関わる福祉施設等への助成でございます。こちらにつきまして、当町としては実施していないのが現状でございます。町を経由した助成につきましては、通知等も当町には届いておらず、助成の対象、スキームも含めてそういった事業としては町として認識しているものがないというのが現状でございます。

続きまして、地域公共交通の関連でございます。今年度、当町の各箇所において意見交換会をさせていただきました。意見交換会では、議員ご指摘のとおり参加人数は決して多いというものではございませんでした。ただ、参加者からは今後の交通の在り方も含めてご意見をいただいたところでございます。また、意見交換会につきましては、利用者というより今後利用される方ということで、これまでの意見交換会、説明会においても、実際に利用されている方の参加が少ないというのが現状でございます。

当町では、そういった現状を補完するために、バスに直接職員が乗り込んで行う乗降調査といった意見交換というものをバスの利用者に直接行っており、そういった取組も含めた利用者が、逆にこういう意見交換会に参加いただけているのかということもあろうかと思えます。また今年度は、これまで実施していなかった高校生、またその高校生の保護者といったところにもアンケート調査を実施しているところでございます。来年度の交通計画策定に向け本年度の調査、または住民の貴重な意見を参考にしっかりと計画反映に生かしていきたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 野呂社会教育課長。

○社会教育課長（野呂圭一君） まず、プールの関係でございます。本年度、しっかりと協議されて閉館という結論に至ったのかというご質問かと思えます。令和2年度に閉館にしまして、また今度令和3年度に閉館ということでございますが、地域の方ですとか、あとは教育委員の方々などから、令和3年度については、議員ご指摘のとおり、夏場の夏季休暇などプールを使いたいというご意見が多々ありましたので、社会教育課といたしましても、どうか開館できないかという方向でいろいろなコロナ対策を考慮しながら指導員など募集の準備をしていたところなのですが、その判断といたしましては、コロナウイルス感染症の拡大を何とか広げないようにするということが第一前提で一番重要なことということで、令和3年度につきましては閉館に至った次第でございます。令和4年度につきましては、何とか開館できるように考えてまいりたいと思っております。

また、小学校のグラウンドのほうなのですが、桜の木の話につきましては、鉄柱を建てるに当たってはドリルで掘り込むという部分で、技術者の方に見ていただくと、それをやることによって桜が死んでしまう可能性があるということで、そちらのほうは避けるということで、校舎側も協議したのですが、先ほども答弁したとおり、なかなか予算的に難しいということでございました。

ただ、設置につきましては、繰り返しになるのですけれども、要望のあったサッカー少年団のご意見が最優先になるということで、代表者の方とは何度も協議をしながら設置したと。今の段階でちょっと暗いというご意見につきましては、今お聞きしましたので、可能な範囲でどういった形がいいのかというのを協議してまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） まず、プールの関係なのですけれども、昨今コロナウイルスが感染拡大している中で、子どもたちの体力が低下しているというようなデータがございます。その中で、昨年、それから一昨年と、当町はプールのほうをコロナ感染対策を優先というようなことで休館させていただきました。私もこれについては、前段で申し上げたとおり、子どもたちの体力の低下という観点から考えても、何とか開館できないかということで関係者と、それから水泳少年団と十分協議を重ねてまいった次第なのですが、やはり子どもたちの命と健康を守ることを優先ということで、やむなく休館をさせていただいたというところでございます。

この間、特に夏休みですけれども、子どもたちがどこにも遊びに行けないというような状況が続いている中で、確かにプールがあれば子どもたちもストレス解消の一環になるのかなという思いはございますけれども、やはりあの時期はコロナの感染対策を優先させていただきたいというような思いのことから、子どもたち、それから保護者の皆様にはご理解をいただきたく、私どもお願いをしていたところでございます。この点については、令和4年度はどうなるか分かりませんが、なるべく開館ができるような形で感染対策をどのように施したらいいのかも含めて、関係者ともまた協議をしてまいりたいというふうに思っている次第でございます。

それから、照明の関係ですけれども、これは利用される少年団の代表と十分協議をさせていただいて理解をしていただいた上でああいう設置をさせていただいたところなのですけれども、私も見ました。確かに暗い場所もあると思いますけれども、それでも最低限の中で私どもも支援をさせていただいている状況なのですけれども、確かにけがの心配等はございますけれども、これについては指導者の方たちには大変ご迷惑をかけるように私ども感じておりますけれども、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（大西 智君）　まとめて、議案に対しての質疑ということでお願いいたします。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君）　二つの点だけ、3回目の質疑で取り上げますが、せっかく総務省で原油高騰対策の特別交付税措置というのを設けて、そして幅広く暖房費の高騰分を助成するという措置が取られたわけですが、それをほとんど町としては活用しなかったと。私は、それは非常に問題だと思いますよ。

国は、当初は積極的に情報を発信していないというふうに言っていたのです。けれども、やはり国会の中でも随分追求されて、都道府県、そして道からも各市町村に通知が行っているはずなのです。ところが、せっかく幅広く生活困窮者から社会福祉施設から、そして公衆浴場等、これは洞爺のお風呂なんかもそうなのですが、漁業関係者といったところの燃料費の高騰分について自治体を含めて助成すると言っているのに、そういうものを素早く情報を入手して、そしてそれに申請するというぐらいの私は、何というのか、せっかくある制度が結局生かされないままになっているというのは非常に私は残念だし、今回補正で、特に年度末の補正ですよ。ですから、これまでやってきたかどうか分からないので聞いたのですけれども、ほとんど利用されていないということなので、私は、これはちょっと行政として、はっきり言えば、怠慢だと言わざるを得ないと思います。

それから、二つ目は、実はグラウンドの話なのですけれども、これも言った、言わないという問題があるので、あまり言いたくないのだけれども、サッカー少年団の代表の方との間でよく協議をして、納得してもらったのだと言うのだけれども、私が聞いた話によれば、はっきり言えば、この話「校舎側、海側に設置とずっと言っていれば、照明そのものをつけませんよと言われた」と言うのですよ。私、そういうのはちょっと、それはおかしくないかなと。だから、はっきり言えば、納得していないわけですよ、少年団として。協議して理解してもらったと言うけれど、理解してもらったのかな。それとも、これ以上言っても無理だなという状況になったのかなという気がしてならない。改めて私は話を聞いてほしいということです。

○議長（大西 智君）　真屋町長。

○町長（真屋敏春君）　まず最初に、地方交付税の関係でございますけれども、総務省のほうで特別交付税、あるいは臨時交付税等々で出しているというお話でございましたが、議員も

ご承知のことと思いますけれども、特別交付税にはルール部分と、それから予算が過大にかかっている特殊財政事情のものがある、12月にルール計算、そして3月に一部ルール計算と予算の特別にかかっているもの等々、これは個々に幾ら幾らではなくプールとして3月に交付されてまいります。私どもの町の交付税は、非常に今まで北海道にも目配りをしていただいていたかなというふうに思っております。

ただ、今回の原油高騰につきましては、私どもに情報として入ってきていたのが、国のほうでは元売り各社にそれぞれ原油価格を抑える対策を講じるということも聞いておりましたが、個々のいわゆる市町村のほうに新たな交付税をとというのは、ちょっと私どもも勉強不足でこれからしっかりそういう情報網も広げていかなければならないなというふうに思いますが、特別交付税については私どものような町村の場合に国から直接入るのではなくて、一旦都道府県が窓口になって、都道府県が配分をするという形になっております。

これまで、先ほど申しましたとおり、洞爺湖町におきましては、北海道からそれ相応の交付税を用意していただいておりますが、ここ一、二年は残念ながら予算割れしているという状況でございました。今回のものも10万円入るのか、100万円入るのか、1,000万円入るのか、その辺のことが具体的にまだ協議がなされていなかったということの中で、従前やっておりました。国のほうも今回一時金で低所得者対策ということで10万円の給付をしていただきました。そういうものも加味合わせて、今回はこの急場をしのごうということでございましたが、令和4年になりましたら、また状況が変わってくるかと思っております。それら情報をしっかり収集しながら対処してまいりたいというふうに考えております。

○議長（大西 智君） 皆見教育長。

○教育長（皆見 亨君） 虻田小学校の照明の関係でございます。私どもといたしましては、少年団の代表の方と十分協議をさせていただいて納得していただいたという認識の下に設置をさせていただいたというふうに思っているのですけれども、今、議員ご指摘いただいた、もし相手がそのように感じていたというのであれば、確認はさせていただきますけれども、私どもの職員は決してそんなことは言っておりませんし、相手方がそういうふう感じたというのであれば、その伝え方が悪かったのかなど。相手にそういうふうに思われてしまった。その点については反省をしなければならないというふうに思っておりますけれども、決して議員がおっしゃったようなことで私どもはお話をしているわけではございませんので、その点だけはお間違いのないように何とかご理解いただきたいというふうに思う次第でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

1 番、越前谷議員。

○1 番（越前谷邦夫君） 補正予算の審議でありますから、簡潔に項目に対して質問させていただきたいと思っております。

1 点は、民生費の社会福祉総務費の中で、実は18節のところ洞爺湖町の社会福祉協議会

の交付金が227万6,000円計上されているわけでありますが、当初予算は同じく4,100万円程度であったのではないかなと思うのですよね。しかし、増になったという要因は、そこそ理由があるだろうと思いますが、それを先ほど副町長が説明されたかと思うのですが、ちょっと聞き漏らした点もあろうかと思いますが、もう一度増になった要因を明らかにしていただきたいなと思います。

それから、23ページの公害対策費で、12節委託料、公害対策事業というのがあります。水質・大気・臭気等調査測定業務委託料は執行残でないかなと思うのですが、こういう環境問題というのは、環境権というのは、生活に直結している極めて重要な測定であると捉えているものですから、執行残であるならば、何回やってこのような執行残が出たのか、もう一度教えていただきたいなと思います。

それから、28ページの道路橋梁費で、29ページの12節除雪業務委託料。今回の豪雪で、職員の方々というのは不眠不休で作業に従事したのではないかなという理解を深めております。大変なご苦勞をされたと思っております。併せて、業者の方々も非常に努力を傾注してくれたのではないかなと思うのですが、実は、当初予算が大体4,700万円程度、今回補正は6,700万円ということで、当初予算よりも倍になっている。これは豪雪であっただけに当然このような金額が生まれてくるだろうなという予測はしておりますけれども、6,700万円にした、業者であれば稼働数というのでしょうか、作業内容等をもう少し明らかにしていただければなと思います。

以上でございます。この3点お願いします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） それでは、私のほうからは社会福祉協議会のほうへの交付金の関係でご質問がございました。この部分についてでございますけれども、まず事業といたしましては、一つ目がホームヘルプ事業と言いまして、支援を要するの方々のお宅のほうに訪問させていただいて援助をするといったようなところの事業になりますけれども、利用される方の介護度の高い方のご利用であれば、介護事業収入が利用者の方から高い人が使われることによって得られるのですけれども、なかなか高い方については入所されたり入院をされたりというような状況の中で、そういった方々の利用が少し減になったというところから介護収入が得られないということから、事業収入の減に伴いまして、まず町のほうの負担分が増えたというのが1点でございます。

それからもう1点の事業でございますけれども、デイサービスの事業になります。こちらにつきましても、当初見込んでおりました人数から、同じように施設の入所ですとか転出ですとか、いろいろな要因によりまして、利用される方々が減ったことによりまして介護事業収入が大きく減になったということに伴います、この二つの事業の減に伴います町の交付金の増額といったところになります。

以上です。

○議長（大西 智君） 佐々木環境課長。

○環境課長（佐々木勉君） 23ページの公害対策の測定調査の委託の関係でございます。こちらにつきましては、臭気調査の部分でございまして、虻田地区の臭気調査の委託料でございまして。こちらにつきましては、夏場にかけて臭気が発生するときに臭気をタイミングよく調査できるかという話の中で、当初委託のほうの契約を考えていたのですけれども、臭気なものですから、どうしても単発、単発で、そのときに調査ができないという事情がございました。そのため、今年度につきましては、その調査を行っていないということでの減額ということでご理解いただきたいと思っております。

次に、29ページの除雪の委託料の関係でございます。こちらについて、今回補正を上げさせていただいたのは6,700万円ということでございます。こちら一概に細かい、トラックが何台とかというものの積算は特にしてございませぬけれども、議員おっしゃったように、実は今年の1月の正月から2月の先ほどの大雪に関しまして、相当な大雪が降ったところでございます。その部分で、排雪も年に一度そんなに多くなかったところに排雪トラックを使ったとか、2月の除雪でドーザーを多く使ったとかというのを加味しまして、今回の補正額ということでさせていただいているということでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

7番、千葉議員。

○7番（千葉 薫君） 私は、確認程度でよろしく申し上げます。

19ページ、児童手当、児童数の減による430万円の減。何人を見込んでいたのか。何人いて、何人減ったのかということをお聞きしたいと思います。

23ページの妊産婦健康診査委託料、40人を見込んでいたが30人減の10人と。こういうのは大体ある程度見込みの数字は似通ってくるのではないかなと思うのですけれども、30人も違って10人しか受けなかったという、この辺の理由を教えてくださいたいと思っております。

27ページ、地域おこし協力隊、一人が退職されたということで大変残念なことだなというふうに思います。どこにこの方はおられて、なぜ辞められたのかなと、ちょっとこんなふうに不安というか不審に思ったものですから。

最近ずっと、役場内で相談する場所がないですとか、何かいろいろなことを、私勝手にですけれども思ったりもしますし、今回育児休業の件でも相談場所を整備するとかという話もありましたけれども、この方はどこにおられて、なぜ辞められたのか、お話しできる格好であればお聞きしたいなと思っております。そしてまた、この辞められ方を次回その場所に地域おこし協力隊としてまた町で何とかするとかという話になっているのか、その辺を聞きたいなと思っております。

それから、33ページ、洞爺地区等通学費等助成金、これも29人を見込んでいたのに23人と。大体分かる範囲での助成金だと思うのですけれども、58万2,000円の減となりました。何か残念かなと。6人の方はどうなってしまったのかなというふうな、ちょっと不安を持ったものですからお聞きしたいと思います。

確認程度で結構なので、話せる中で答弁いただければありがたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 私のほうから、まず児童手当の部分でございます。何人いて何人ぐらいが減になったのかといったところでございましたが、当初予算の段階では、延べの児童数になりますけれども7,996人を見込んでございまして、決算の見込みにおきましては7,720人といったことから、これを差し引きいたしますと延べ人数で276人ということでございます。12か月分で割り返しますと、おおむね23名前後になるのかなといったところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 妊産婦・乳幼児対策事業の中の妊産婦健康診査委託料の件でございますけれども、妊婦届出数の減ということで、10名減でございますが、当初予算で40名見込んでございましたけれども、これが30名になったということで、例年は40名前後を見込んでございましたけれども、実績による減ということで今回減額の補正ということで提案させていただいております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 地域おこし協力隊の退任の関係でございます。こちらの方は、道の駅あふたのほうに勤務されていた方でございます。原因はけがによる退任ということで、このけがにつきましては地域おこし協力隊に応募する前に雪道で転んで骨折したみたいです。当然治ると思っていてそのまんまこちらのほうで勤務されていたのですけれども、なかなか完治しないということで、その辺柔軟に私ども担当といろいろ話をして、1か月間役場のほうで勤務して様子を見てはどうかというようなことで勤務してもらったのですけれども、本人は23歳と年齢が若いものですから、きちんと治りたいということで札幌のほうに行っておりまして、きちんと病院に通いたいということでの退任となっております。完治した場合には、こちらのほうにというようなお話はしておりませんでしたけれども、非常に私どもの町に対しては好印象を持って退任されたというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 天野管理課長。

○管理課長（天野英樹君） 33ページの洞爺地区等通学費等助成金でございますけれども、当初予算で29名、実績で23名の6名の減ということでございますけれども、予算をつくる時には中学3年生の人数が分かっていますので、取りあえずそれはそれで見込んで、実際の高校入試というのは3月の頭ですから、予算とどうしてもずれるので、入試が終わった後にどこの高校に実際に行ったというのが分かるので、区域外だとか西胆振学区に限定していますから、どうしても予算の要求と実際がずれるということですので、当初予算で足りないとい

うことになっては困るので、基本的に対象となる中学校3年生の人数を当初見込んでいるということで、申し訳ないのですが、毎年こういう状況が起きるということでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

6番、五十嵐議員。

○6番（五十嵐篤雄君） 今回の一般会計の補正は、決算見込みであったり、コロナ禍で事業が中止になったりとか、確定したとか、執行残とかいうことで、減額の予算計上がほとんどでございますが、まずその減額の中で2点についてお伺いいたします。

23ページの結核・がん等検診事業の中で、がん検診委託料が220万円減額になっています。私もかつて一般質問で、早期発見・早期治療というのが検診の大きな目的なので、コロナ禍であってもぜひ実施をしてほしいということで、たしか、延期にしたり、次の機会に受けていただくとかという対応を多分していただいたのだと思いますけれども、希望している人がしっかり受けていれば、こんな減額にはならないはずなので、これは中止になったのか、期をまたぐ形になるので減額になったのか、これをもう一度説明していただきたいと思えますし、もし希望していて、受けることができなかったということがあったら、これは命に関わる問題ですので、しっかり対応していただきたいなというふうに思っています。

補正の予算ですので、質問していかどうかというのはちょっと迷ったのですが、これに関係しますので、来年度にはちゃんとコロナ禍であってもしっかり予定を立てて感染の防止を徹底しながら検診を、予算書を見れば分かるのかもしれませんが、検診をしっかりやるように計画されているかどうか、この件についてもお伺いしたいと思います。

それともう1点は、27ページの地域おこし協力隊の家賃補助ですが、今、千葉議員から辞められた理由について質問があってお答えいただいておりますが、家賃補助が1人の方が辞めただけで173万円も減るのかなと思いましたので、なぜこんな額になるのかな。私も前回の質問で地域おこし協力隊の方の処遇についてしっかりやられているのかということで質問した経緯もありますので、その辺も含めて、1人の分でこんなに家賃補助で減るのかな、ちょっと変だなと思ったので、この点について、2点お伺いします。

○議長（大西 智君） 末永健康福祉センター長。

○健康福祉センター長（末永弘幸君） 事項別明細書の23ページのがん検診委託料220万円減額の件でございますけれども、今、議員ご指摘ございました、集団健診を実施してございますけれども、それでこちらのほうで希望者を取りまとめても、コロナ禍によりまして、受診者がそれを敬遠して来られない方も何名かいらっしゃるということでお聞きしてございますけれども、まず胃がん検診なのですが36名減、それと大腸がん検診が46名減ということで、こちらも啓発のほうを十分しっかりとしたつもりではあるのですが、敬遠されている方がいらっしゃるという状況です。

令和4年度の予算につきましても、引き続き検診の普及啓発も含めて対応してまいりたいというふうに考えてございます。ご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） 地域おこし協力隊の家賃補助の関係でございます。1名退任して、このようになぜ大きな金額が減になるのだというご質問でございますけれども、当初予算を組むときに家賃補助の上限を1人マックスで見えております。実際に地域おこし協力隊として就任した場合、それよりも低い額の家賃の補助になることが多いです。その差額が全部で4人分と1名が退任したことによってこれだけの大きな額になったということでございます。

○議長（大西 智君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 1点だけ。27ページの洞爺湖町チャレンジショップ支援事業、242万円減額になっています。そのときによって足りないから補正を組んででもどんどんやりなさいとかと言ったほうなので、少なくなった要因というか、今年の実績というか、今現在どのような相談の人が来ているのかとか。

というのは、私、洞爺湖温泉地区に住んでいますけれども、近いうちに結構大きなお店も閉店するとかという話も聞いていますし、セブンイレブンとか移転されて、あそこはどうなるのか分からないけれども、何となく町場が前のように空いているところが増えてきているなど感じがしますので、その辺のことでこの質問をしたいと思います。

○議長（大西 智君） 原産業振興課長。

○産業振興課長兼新型コロナウイルス特別対策室長（原 信也君） チャレンジショップ支援事業の関係でございます。こちらのほうにつきましては、当初予算では3件、町のほうとしては予算を見込んでおりました。実質令和3年度におきましては、2件のショップの開業ということになって、1件予定よりは実施されなかったというところではございますけれども、1件は飲食店ともう1件はワークスペースというのですか、そういうような形のところが開業してございます。

そして、令和4年度についての見込みの部分につきましては、今ご相談を受けているのが1件ございます。その後、何件来るかちょっと分かりませんが、いつ開業になるか分かりませんが、そういう形で相談を受けておりますので、開業に結びつけられるように私どもも一生懸命対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第47号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。再開を2時20分といたします。

（午後 2時08分）

---

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

引き続き、会議を進めます。

（午後 2時20分）

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第61号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、追加議案で配付させていただいております議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第61号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出補正予算」によるものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきます。事項別明細の3ページ目をお開きください。

歳入でございます。

3款民生費4項児童福祉費1目児童福祉費でございます。18節施設型給付費負担金19万6,000円は、とうやこ幼稚園教諭の2月、3月分の処遇改善に係る負担金の増でございます。

3款5項保育所費2目常設保育所費。1節会計年度任用職員報酬29万8,000円の増は、当町の保育従事者の2月、3月分の処遇改善に係る調整手当の増でございます。

続きまして、10款教育費4項社会教育費3目社会教育施設費。こちらの1節会計年度任用職員報酬8万円の増は、放課後児童支援員の2月、3月分の処遇改善に係る調整手当分の増でございます。

最後に、13款1項1目予備費。こちらか財源調整のため57万4,000円を減額するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号令和3年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第48号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書29ページをお開きいただきたいと思います。

議案第48号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,099万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億9,407万円とするものでございます。

以下、事項別明細により説明をさせていただきたいと思います。事項別明細の4ページ、5ページ目をお開きください。

歳入でございます。

2款道支出金1項道負担金1目保険給付費等交付金。こちらは、4,968万7,000円の減額でございます。1節保険給付費等交付金普通交付金は、保険給付費の決算見込みによります減。

2節の保険給付費等特別交付金は、保険税減免の増加によります増額でございます。

続きまして、4款繰入金1項繰入金1目保険基盤安定繰入金。こちらは、245万4,000円の増額でございます。1節保健基盤安定繰入金軽減分及び2節保健基盤安定繰入金支援分は、どちらも決算見込みによる増でございます。

4目財政安定化支援事業繰入金。こちらにつきましては、額の決定による増額でございます。

5目その他一般会計繰入金。こちらにつきましては、財源調整による減額でございます。

7款国庫支出金1項国庫補助金1目災害臨時特例補助金。69万4,000円の増額ですが、こちらは新型コロナウイルス感染症対応分として保険料の減免に対する補助金でございます。

6ページ、7ページ目をお開きください。

歳出でございます。

2款保険給付費1項保健給付費1目療養費でございます。療養費の総額で4,015万円の減額でございます。11節手数料は、保険給付費の減に伴う審査支払手数料の減額。18節一般被保険者療養給付費は、決算見込みによります減でございます。

2目高額療養費。こちらにつきましては、一般被保険者高額療養費の決算見込みによる減でございます。

10款1項1目予備費につきましては、84万3,000円の減額でございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第48号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号令和3年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第49号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別

会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 議案書の32ページをお開きください。

議案第49号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,543万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,639万5,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事項別明細の中でご説明をいたします。

以下、事項別明細によりご説明をいたします。

4ページ、5ページ目をお開きください。

歳入でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目下水道使用料でございます。こちらにつきましては、決算見込みによる減額でございます。

続きまして、3款国庫支出金1項国庫補助金2目浄化槽設置整備事業費国庫補助金でございます。こちらも、事業費の確定によります減額でございます。

8款町債1項町債1目下水道債でございます。こちらは、670万円の減額でございますけれども、道道洞爺湖登別線マンホールの高さ調整工事の事業費確定により100万円の減及び法適化支援業務事業の確定によります570万円がこの減額の理由でございます。

ここで、議案書の35ページの第2表の地方債補正をご覧いただきたいと思っております。

公共下水道事業の変更前の限度額1億6,130万円から100万円を減額し、限度額を1億6,030万円に変更し、公共企業会計法適用事業の変更前の限度額を1,050万円から570万円減額して、限度額を480万円に変更するものでございます。

事項別明細の6ページ、7ページに戻っていただきまして、歳出でございます。

1款公共下水道費1項下水道管理費1目一般管理費でございます。まず、一般管理事務事業でございます。総額で349万3,000円の減額でございます。12節法適化支援業務委託料は、入札執行残による減額。それから26節の消費税につきましては、平成29、30年度分の修正申告による増額でございます。続きまして、賦課徴収事務事業でございます。こちらは70万円の減額でございます。現料金システムのリース期間満了に合わせ新システムに移行する予定でしたが、移行時期を延ばしたことによりまして出た執行残の減額でございます。

続きまして、2目公共下水道施設維持管理費。公共下水道施設維持管理事業で、総額800万円の減額でございます。10節光熱水費は電気料使用料の減による減額。12節脱水汚泥運搬・処理委託料は、運搬処理料の減による執行残に伴う減額。下水道管清掃業務委託料は、決算見込みによる減額でございます。

3目特定環境保全下水道施設維持管理費。特定環境保全下水道施設維持管理事業については、総額で250万円の減額。10節光熱水費は、電気使用量の減による減額。修繕料は決算見込みによる減額。12節脱水汚泥運搬・処理委託料については、運搬処理料の減による減額でございます。

続きまして、4目浄化槽設置整備事業費、浄化槽設置整備事業でございます。こちらにつきましては、当初5人槽を6基見込んでおりましたけれども、決算見込みで4基となったことによる減額でございます。

2項下水道建設費1目下水道建設費、下水道建設単独事業でございます。道道洞爺湖登別線マンホール高さ調整工事の事業費確定による減額でございます。

2款公債費1項公債費2目利子でございます。公債利子の決算見込みによる減額でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

3款1項1目予備費。こちらにつきましては、175万8,000円を増額するものでございます。以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第49号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号令和3年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第50号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

議案第50号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。  
令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,902万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,900万9,000円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、4ページ、5ページ目をお開きいただきたいと思っております。

歳入でございます。

1款介護保険料1項介護保険料1目第1号被保険者介護保険料。こちらにつきましては、第1号被保険者等の減に伴う決算見込みによる減額でございます。

2款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金。こちらにつきましては、介護給付費の減に伴います減額でございます。

次に、2項国庫補助金1目調整交付金でございます。こちらは財政調整交付金の率の確定による増額でございます。

2目地域支援事業交付金（総合事業）でございますが、各種事務事業の決算見込みにより減額でございます。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。こちらにつきましては、包括的支援事業の決算見込みにより減額でございます。

4目保険者機能強化推進交付金。交付額の確定により増額でございます。

5目介護保険事業費補助金。こちらは、システム改修内容の変更による減額でございます。

6目介護保険保険者努力支援交付金。こちらは、交付額の確定による増額でございます。

3款道支出金1項道負担金1目介護給付費負担金。こちらは、介護給付費の減に伴います減額でございます。

2項道補助金1目地域支援事業交付金（総合事業）。こちらは、各種事業の決算見込みにより減額でございます。

6ページ、7ページ目をご覧ください。

3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）。こちらにつきましては、包括的支援事業の決算見込みによる減額でございます。

次に、4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金でございます。介護給付の減に伴います減額でございます。

2目地域支援事業交付金（総合事業）。こちらにつきましては、各種事業の決算見込みによる減額でございます。

次に、6款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金でございます。介護給付費の減に伴う減額でございます。

2目地域支援事業繰入金（総合事業）でございます。こちらは、各種事業の決算見込みによる減額でございます。

3目低所得者保険料軽減繰入金、低所得者保険料軽減繰入金でございます。こちらは、軽減対象者数の減に伴います減額でございます。

4目その他一般会計繰入金。こちらは、総務費の決算見込みによる減額でございます。

5目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）。この部分については、包括的支援事業の決算見込みによる減額でございます。

8ページ、9ページ目の歳出をご覧いただきたいと思います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。こちらは、一般管理費の総額で202万6,000円の減額です。3節児童手当及び4節共済組合負担金は、決算見込みによる減額。12節電算システム改修委託料は、システム改修の内容変更による執行残に伴う減額でございます。

続きまして、2項介護認定審査会費2目の認定調査費。こちらは、51万4,000円の減額でございます。11節手数料は、主治医意見書の作成件数減によります減。12節認定調査委託料は、認定調査件数減による減額でございます。

続きまして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目介護サービス等諸費でございます。総額で7,502万5,000円の減額です。18節居宅介護サービス等給付費、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費は、各介護サービスの給付費の減に伴います減額でございます。居宅介護サービス計画給付費は、給付費増によって増額するものでございます。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス等諸費。こちらは、総額で339万円の増額です。18節介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費は、給付費の増に伴います増額でございます。

10ページ、11ページをめぐっていただきたいと思います。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス等費でございます。こちらは、高額介護サービス等費の減による減額でございます。

4項高額医療合算介護サービス等費1目の高額医療合算介護サービス等費。これは財源補正でございます。

5項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス等費でございます。こちらは、特定入所者介護サービス等費の減による減額です。

6項その他諸費1目審査支払手数料。こちらは財源補正でございます。

3款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目一般介護予防事業費でございます。こちらは、総額で61万7,000円の減額でございます。7節報償金から18節の介護予防ボランティアポイント負担金まで、コロナ感染症によります事業縮小に伴う減額でございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。こちらは、総額で170万円の減額となっております。12節介護予防サービス委託料は、コロナ感染症による事業縮小に伴う減額。18節介護予防サービス負担金は、総合事業利用者の減に伴います減額でございます。

めくっていただきまして、12ページ、13ページでございます。

3目介護予防ケアマネジメント事業費、介護予防ケアマネジメント事業は、対象者数の減による減額でございます。

2項包括的支援事業費1目包括的支援事業費。包括的支援事業の全体では199万8,000円の減額でございます。1節会計年度任用職員報酬から4節社会保険料等まで、会計年度任用職員の退職等に伴う減額でございます。7節の報償金は、会議の中止に伴う減額。8節の普通旅費は、研修会の中止に伴う減額。11節の通信運搬費は、電話使用料の減による減額。手数料は、青年後見制度町長申立て手数料の執行残に伴います減額。12節ケアプラン点検委託料は、決算見込みによる減額。13節施設借上料は、講演会中止に伴う減額。19節家族介護用品支給及び成年後見制度利用支援事業給付扶助は、各対象者の減に伴います減額でございます。

6款1項1目予備費につきましては、2,013万3,000円の増額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 介護保険の補正なのですが、収支全体で見ても、おおむね6,900万円の減額ということになっておりまして、特にその中で減額が大きいのが、介護サービス等諸費ということで9ページに出ています。居宅介護サービスと同時に、施設介護サービスの給付も大幅に減額になっていると。この要因は何なのでしょう。ちょっとその辺のような分析をされているか、まず教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの給付費、介護サービス等諸費の高額な部分での減額の分析といったところでございます。まず、居宅介護サービス等給付費においては、合計で2,080万円ということになってございまして、理由といたしましては、コロナによるサービス利用の若干なりとも控えられる部分があったといったところ。それから、コロナによる事業者職員等の一部感染によりまして休業等もあったところがございます。それから、あと短期入所の部分につきましても、町内事業所のショートや何かが再開されないですとか、また近隣で空所利用型のショートしかないといったようなところから、医療の包括ケア病棟の利用のほうに移られているといったところが、居宅介護サービス等給付費の部分になろうかと分析してございます。

それから、施設介護サービス給付費の部分につきましては、この中で、介護医療院、老人福祉施設、老健、それから介護療養型医療施設といったような内訳でございますけれども、合計で5,100万円ほどといったところでございまして、この部分につきましては、一昨年の町内の事業所によりますコロナクラスターの発生によります介護医療院の開設時期が7月のほうにずれ込んだ部分での要因と、それともう一つは、施設入所はありますけれども、医療への入院が増えているといったようなところで分析しているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 立野議員。

○5番（立野広志君） おおむね居宅サービスにしても、施設介護にしても、コロナによる影響によってサービスの減少、減額となったということなのですが、そうですかということだけではなくなかなか済まないのだろうと思うのです。というのは、こういう方々が、本来居宅サービスや施設介護サービスを受ける必要のあった方たちが、例えばコロナ禍によってサービスが受けられない。今お話になったような医療の、いわゆる協会病院のような長期療養を含めた医療施設にそういう方々が全部そういう施設での入所ができたのかどうかというのは分かりませんし、現実サービスが必要としている方々がコロナ禍によってサービスが受けられなくなっている状況の中で、どういう状況に今この方々の家族や本人の状況がどうなっているのか。その辺については、町としてはしっかりと把握されているのでしょうか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの町における実態の把握といったようなお話かと思われま。この部分につきましては、前回の同じようなご質問をいただいた中ででもご回答させていただいてきているかなというふうには思いますけれども、まず、町といたしましては、個々に事業所も含めまして、今どういう状況にあるのだといった部分につきましては、それぞれ確認をさせていただいているところでございます。

その中で、そういった形で本当に受けたいのだけれども全然受けられるような状況にないのだといったようなところはなかったというふうには認識してございます。とはいいいながらも、町といたしましては、こういったコロナの状況を十分に踏まえた中で、関係機関いわゆる事業所のほうと情報交換を密に図りながら、もちろんケアマネジャーの方もおられますので、そういった会議の場、いろいろな形の中で運営会議や何かも事業所のほうで当然行っておりますので、そういった中でしっかりとご意見、状況を確認させていただいた中で、町といたしましては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 5番、立野議員。

○5番（立野広志君） 多くというか、私のつかんでいる中でいっても、例えば居宅サービスなどについては、サービス料を減らしたり、コロナの感染が心配なので自宅というようなことで自宅にとどまる。施設介護サービスについても、結局はサービスが受けられないというよりも、サービスを受けることが心配でということや、施設の対応ができていなかったということもあって、一番心配されるのは、そういう意味で認知症が進んだり、症状が悪化するというようなことになったときに、やはり家族介護も含めてですが大変な負担になってくるのだと思うのですね。その辺、全く問題はなかったということは決してないのだと思うのです。ですから、ぜひサービスを受けられなくなっている方々について、どういう現状になっているのか。家族の負担とか、本人の症状の変化だとかといったものは、町として十分把握しながら今後のサービスや対応に生かしていただきたいと思うのですがいかがですか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまのきめ細かな支援を要する方々への配慮といったところかと思えます。当町といたしましても、まず地域包括支援センターのほうでケアマネジャーがそれぞれ一生懸命、先ほど言われたようなコロナの中でなかなか通所なり何なりのサービスを受けられないのではないかとされるような部分の対象となられます方々につきましては、包括支援センターの担当のほうでお宅のほうを回らせていただいた中で、ご家族の方なりから状況等々十分に確認をさせていただいた中でサポートさせていただいているところでございますので、今後につきましても、地域包括支援センターを中心としながら、町内の各事業所の担当ケアマネジャーと連携を図りながら、強化を図りながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第50号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号令和3年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第51号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案書39ページをご覧くださいと思います。

議案第51号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ321万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,500万円とするものでございます。

第2条、地方債の補正につきましては、事項別明細によりご説明させていただきます。

以下、事項別明細によりご説明をいたします。事項別明細の4ページ、5ページ目をご覧くださいと思います。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担1項負担金1目負担金でございます。こちら水道利用加入は、新設増加による増額でございます。

2款使用料及び手数料1項使用料1目使用料でございます。決算見込みによる減額でございます。

2項手数料1目手数料、検定手数料でございます。こちらは、決算見込みによる増額でございます。

6款町債1項町債1目簡易水道債、簡易水道事業債でございます。配水管布設替え工事等の事業費確定によるものが60万円の減額。それから、法適化支援業務事業の確定によります減額180万円によるものでございます。

ここで、議案書の42ページ、第2表、地方債補正のページをご覧くださいと思います。

簡易水道事業の変更前の限度額4,890万円から60万円を減額して、限度額を4,830万円に変更し、公共企業会計法適用事業の変更前の限度額340万円から180万円減額して、限度額を160万円に変更するものでございます。

事項別明細にまた戻っていただきまして、6ページ、7ページ目をご覧くださいと思います。歳出になります。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。まず、一般管理事務事業でございます。総額で215万7,000円の減額でございます。12節法適化支援業務委託料は、入札執行残による減額。13節上下水道料金管理システム使用料は、現料金管理システムのリース期間満了に合わせた新システム移行予定の時期を延ばしたことに伴います執行残の減額。26節消費税は、中間納付額の確定による増額でございます。

2款簡易水道施設費1項施設管理費1目簡易水道施設維持管理費。こちらの簡易水道施設維持管理事業については、総額79万円の減額でございます。10節光熱水費は、決算見込みによる減額。12節漏水調査委託料は、入札執行残による減額。14節工事請負費は、量水器取替工事の入札執行残によります減額。17節備品購入費は、水道メーター購入の決算見込みによる減額でございます。

2項簡易水道建設費1目簡易水道建設費。こちらの簡易水道建設事業は、総額で75万3,000円の減額でございます。12節実施設計業務委託料は、大原・財田地区の配水管布設替実施設計の入札執行残によります減額。それから14節工事請負費は、大原地区配水管布設替工事の入札執行残による減額でございます。

4款1項1目予備費につきましては、48万5,000円を増額するものでございます。

以上、ご提案を申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第51号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号令和3年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第52号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） 続きまして、議案書43ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ953万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,600万円とするものでございます。

以下、事項別明細によりご説明をさせていただきますので、4ページ、5ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料 1 目後期高齢者医療保険料。こちらは、決算見込みによる減額でございます。

2 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目保険基盤安定繰入金。こちらは、保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

3目その他一般会計繰入金。こちらは、広域連合市町村事務費負担金の確定によります減額でございます。

6ページ、7ページ目をご覧ください。

歳出でございます。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費。こちらにつきましては、電算システムのデータの標準レイアウト対応に伴います電算事務負担金の増額によるものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。こちらは総額で953万7,000円の減額でございます。18節事務費負担金は、負担金の額の確定による減額。保険料等負担金は、保険料の決算見込み及び保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。

4款1項1目予備費につきましては、7万6,000円の減額でございます。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第52号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号令和3年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第53号から議案第59号まで一括上程、説明、委員会付託

○議長（大西 智君） 日程第16、議案第53号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算から議案第59号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

武川副町長。

○副町長（武川正人君） それでは、議案第53号から議案第59号まで一括してご提案をさせていただきます。

議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算でございます。

令和4年度虻田郡洞爺湖町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額それぞれ69億7,000万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為として、53ページの「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

第3条は地方債を定めるもので、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第3表 地方債」によるところとしてございます。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

第4条は一時借入金で、借入れの最高限度額を15億円とするものでございます。

続きまして、55ページ。

議案第54号令和4年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億9,159万6,000円と定めるものでございます。

第2条は一時借入金で、借入れの最高限度額を4億円と定めるものでございます。

続きまして、58ページ。

議案第55号令和4年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億7,376万9,000円と定めるものでございます。

第2条は地方債を定めるもので、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるとしてございます。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

第3条は一時借入金で、借入れの最高限度額を3億円と定めるものでございます。

続きまして、62ページ。

議案第56号令和4年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ12億120万9,000円と定めるものでございます。

続きまして、65ページ。

議案第57号令和4年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,973万6,000円と定めるものでございます。

第2条は地方債を定めるもので、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を「第2表 地方債」によるとしてございます。内容は、事項別明細の中でご説明いたします。

第3条は一時借入金で、借入れの最高限度額を5,000万円と定めるものでございます。

続きまして、69ページ。

議案第58号令和4年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,126万1,000円と定めるものでございます。

続きまして、72ページ。

議案第59号令和4年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計予算でございます。

第2条で、業務の予定量を定めてございます。給水個数が3,660戸。年間総給水量が79万9,

450立方メートル。1日の平均給水量は2,190立方メートルでございます。主要な建設改良事業でございますが、配水管の布設替工事が836メートル、配水管の布設工事が46メートル、浄水場施設整備一式を予定しているところでございます。

第3条、収益的収入及び支出でございます。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりということで、収入支出とも2億5,881万3,000円としているところでございます。

第4条、資本的収入及び支出でございます。73ページをご覧ください。73ページ、収入でございます。資本的収入1億5,681万2,000円、一方で2億3,772万5,000円の支出を見込んでおります。この収入が支出に不足する部分につきましては、過年度分の損益勘定留保資金、また当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

第5条、企業債でございます。起債目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとして定めてございます。内容は、事項別明細の中で説明をさせていただきます。

第6条は一時借入金で、限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1,784万4,000円としてございます。

第8条、たな卸資産の購入限度額を944万4,000円と定めるものでございます。

それでは、事前にお配りさせていただいております予算書の付属説明資料で各会計予算の概要について説明をさせていただきます。

お手元の予算書附属説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

こちらに、各会計予算総括表が出てございます。

一般会計、特別会計、企業会計を含めた全会計の予算総額につきましては109億4,410万9,000円で、前年比5.9%の減となっております。

令和4年度一般会計予算は、年度当初に町長選挙があるため、政策的な予算を含まない骨格予算として編成したことから、総額で69億7,000万円、前年度比5.1%の減となったところでございます。

1ページめくっていただきまして、2ページ目をご覧くださいと思います。

一般会計歳入予算款項別集計表というのがありますので、ご覧くださいと思います。

こちらは、前年度の対比で大きなものについてのみ概略を説明いたします。

1款町税は、前年度比9.2%の増。固定資産税で22.9%の増としておりますが、前年度は地方税法の一部改正によりまして、新型コロナウイルスの影響を受けた中小事業者所有の家屋償却資産を減免してございましたが、令和4年度は通常どおりの賦課となりますことから、増額したものでございます。入湯税は引き続き新型コロナウイルスの影響を見込み、前年度比7.2%の減としてございます。

7款地方消費税交付金は、前年度交付実績から19%の増としてございます。

10款地方特例交付税は、2項地方税減収補填特別交付金が皆減により前年度比96.3%の減としてございます。これは、固定資産税の減免額が全額国から特例交付金で措置されることによるものでございます。

11款地方交付税は、前年度の交付実績、また国の地方財政計画における地方交付税総額の伸び率3.5%を見込み、前年度比4.6%の増の1億5,000万円としてございます。

15款国庫支出金は、前年度比25.9%の減。

16款道支出金は、前年度比17.7%の減。こちらは、民間大規模建築物耐震改修補助金の減などによるものでございます。

18款寄附金は、ふるさと納税寄附金の推進による大幅な寄附金の増額を見込みまして、前年度比の91.7%の増としているところでございます。

19款繰入金は、財政調整基金は1億9,000万円、合併地域振興基金で1,600万円、公共施設等整備基金で1,220万円、みんなの基金で3,090万円、観光開発基金で770万円、育英資金の基金で1,045万円などを取り崩してございます。特定目的基金の活用、また後年度財政負担の軽減、財源不足の補填のために、全体で2億7,305万円を計上したところでございます。前年度に比べ2億7,536万円の減となっておりますが、財政調整基金からの繰入金の減により、前年度比で50.2%の減でございます。

なお、各基金の内訳は、事項別明細でご説明をいたします。

22款町債は、後年度に財政措置のあります合併特例債、過疎債を活用して5億850万円を計上してございます。全体では、臨時財政対策債の発行額の減などによりまして、前年度比23%の減となっております。

次に、3ページ目の歳出予算の款別性質別集計表をご覧いただきたいと思っております。

義務的経費の人件費、扶助費、公債費のうち、まず、人件費につきましては、退職手当組合負担金、これは3年に一回まとめて納付するというものでございます。また、会計年度任用職員の継続雇用に伴います期末手当の増などによりまして、前年度比1億603万2,000円の増となっております。扶助費は、児童手当などの減によりまして、前年度比2,094万3,000円の減でございます。公債費は、合併特例債の元金償還の開始などによりまして、前年度比7,843万2,000円の増としてございます。前後しますが、補助費等につきましては、民間大規模建築物耐震改修補助金の減などによりまして、8,754万7,000円の減でございます。普通建設事業費は、洞爺駅構内エレベーター整備、農業研修センター施設改修工事の減などにより、前年度比3億6,418万9,000円の減でございます。

次に、4ページ目に款別節別の集計表、それから5ページ以降につきましては、主な事務事業の内容を掲載してございます。主な事務事業については、科目、事業名、事務事業の概要、予算額、財源内訳を記載しております。

なお、右側の一番端の欄に新規事業については○を付してございます。

今年度は、骨格予算のため、基本的に政策的な予算計上はございませんが、住民生活に直結します継続的、計画的事業は、新規事業として計上してございます。

主なものとしたしましては、まず8ページで、衛生費、西いぶり広域連合負担金で、管理運営経費に加えまして、令和4年度から中間処理施設建設費に要する洞爺湖町の負担分を新規計上してございます。財源は、過疎債を予定しているところでございます。それから11

ページの土木費、町営住宅管理事業では、町営住宅長寿命化による改修工事などを計上しております。その下になります。消防費、西胆振行政事務組合負担金では、洞爺湖救急の消防車の更新経費を新規で計上、財源については過疎債を予定しているところでございます。それから12ページでは、教育費、中学校管理事業で、洞爺中学校体育館の耐震改修実施設計業務に係る経費を計上しております。

一般会計における主な事務事業については、以上でございます。

続きまして、16ページからの特別会計予算款項別集計表をご覧くださいと思います。

このページからの各特別会計等につきましても、前年度増減の主な要因のみご説明させていただきます。

16ページの国民健康保険特別会計は、前年度比で5,855万8,000円の減でございます。収入の道支出金は、北海道から交付される保険給付費等交付金の減によるもの、繰入金は税率改正などにより一般会計からの繰入金が減となったこと、それから歳出におきましては保険給付費の減が主な要因となっております。

17ページ、公共下水道事業特別会計は、前年度比で2億7,666万7,000円の減となっております。下水道長寿命化計画による処理設備工事等の減によるものが主な要因となっております。歳出では、洞爺湖温泉ポンプ場外、設備更新で1,400万円、下水道特別会計の法適化に伴いますシステム導入費で1,000万円を新規で計上しております。

ページをめくっていただきまして18ページ、介護保険特別会計は、前年度比437万2,000円の増となっております。介護サービス等の保険給付費の増が主な要因でございます。

19ページ、簡易水道事業特別会計は、前年度比948万5,000円の増。財田地区の配水管の布設替工事の増が主な要因となっております。歳出では、簡易水道事業特別会計の法適化に伴いますシステム導入費で242万6,000円を新規計上しているところでございます。

ページをめくっていただきまして、20ページ、後期高齢者医療特別会計は、前年度比752万8,000円の減。後期高齢者医療広域連合納付金の減がこちらの主な要因でございます。

最後、21ページ、水道事業会計は、収益的収入及び支出については、前年度比137万5,000円の増。検満メーターの更新に伴います工事費の増が主な要因でございます。一方、資本的収入及び支出は、企業債償還金及び建設改良費の増が主な要因でございます。事業は、入江地区、清水地区の配水管布設替工事として9,424万7,000円、月浦浄水場中央監視装置更新で502万7,000円を見込んでおります。

以上でございますが、詳細につきましては、今後、設置が予定されております予算審査特別委員会でご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りをいたします。

本案については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案の各会計予算については、議長を除く全議員による予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで、正副委員長を選出のため、暫時休憩といたします。

特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 3時26分）

---

○議長（大西 智君） それでは、休憩前に戻し、再開をいたします。

（午後 3時34分）

---

○議長（大西 智君） ただいま予算審査特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告を申し上げます。

予算審査特別委員会委員長には板垣議員、副委員長に石川議員が選出されました。

---

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時34分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員